

鳥取市議会福祉保健委員会会議録

会議年月日	令和5年3月1日（水曜日）		
開 会	午前9時58分	閉 会	午後5時40分
場 所	市役所本庁舎7階 第1委員会室		
出席委員 (8名)	委員長 星見 健蔵 副委員長 秋山 智博 委員 玉木 裕一 坂根 政代 谷口 明子 岩永 安子 西村紳一郎 寺坂 寛夫		
欠席委員	なし		
委員外議員	加嶋 辰史		
事務局職員	庶務係主幹 石田久美子	議事係主任	萩原真智子
出席説明員	<p>【福祉部】</p> 福祉部長 竹間 恭子 次長兼地域福祉課長 山内 健 地域福祉課課長補佐 山根 径 地域福祉課指導監査室長 山形 孝史 地域福祉課指導監査室室長補佐 松田 珠美 次長兼長寿社会課課長 橋本 涉 長寿社会課参事 大島ゆかり 長寿社会課課長補佐 増田 和人 長寿社会課鳥取市中央包括支援センター所長 鈴木 聡 障がい福祉課長 田川 新一 障がい福祉課課長補佐 太田 信一 生活福祉課長 枅谷 承文 生活福祉課課長補佐 田中 直美 次長兼保険年金課長 藏増 祐子 保険年金課課長補佐 藤本 嘉宏 保険年金課医療費適正化推進室長 光浪 佐紀子		
	<p>【健康こども部】</p> 健康こども部長 橋本 浩之 次長兼こども家庭課長 山下 宣之 こども家庭課参事 重本まなみ こども家庭課課長補佐 入江 竜生 こども家庭相談センター所長 森田 誠一 こども家庭センター所長 梶 晶子 こども発達支援センター所長 平戸 由美 こども発達支援センター所長補佐 片山 知美 鳥取市保健所所長 長井 大 保健所副所長兼保健総務課長 竹内 一敏 健康こども部統括保健師 中林 琴美 保健総務課課長補佐 加藤 るつ 保健医療課長 雁長 悦子 保健医療課新型コロナワクチン推進対策室長 稲田すなお 保健医療課参事 谷口 和子 保健医療課参事 岡部 孝志 保健医療課新型コロナワクチン推進対策室室長補佐 大島ゆかり 保健医療課課長補佐 竹内 大 保健医療課新型コロナワクチン推進対策室室長 濱田 寿之 保健医療課心の健康支援室室長 玉川 陽子 次長兼健康・子育て推進課長 小野澤裕子 健康・子育て推進課健診推進室長 藤木 尚子 健康・子育て推進課課長補佐 小宮 覚 鳥取東保健センター所長 若林 理栄 生活安全課長 山田 浩昭 生活安全課課長補佐 河本 秀樹		

	<p>【市立病院】</p> <p>病院事業管理者 平野 文弘 副院長兼事務局長 小林 俊樹 事務局次長兼総務課長 松田 真治 経営改革室長 波多野 哲 <small>地域医療総合支援センター・高齢者サポートセンター長</small> 網谷 憲治 事務局総務課課長補佐 谷口 賢司 事務局医事課長 谷口 智章 事務局医事課課長補佐 金山 浩子</p>
傍 聴 者	1人
会議に付した事件	別紙のとおり

午前9時58分 開会

【市立病院】

◆**星見健蔵委員長** 皆さんおはようございます。全員そろっておられますので、ただいまから福祉保健委員会を開会いたします。本日の日程でございますが、まず、市立病院先議分の議案説明、質疑、討論、採決、続いて令和5年度の当初予算の説明、その後、福祉部、健康子ども部という流れとしております。令和5年度当初予算につきましては予算審査特別委員会での審査となっておりますので、委員長の宣告により、配布のレジュメのとおり福祉保健委員会と予算審査特別委員会福祉保健分科会の切替えを行いますので御承知ください。なお、質疑及び説明、答弁は簡潔にさせていただきますよう、執行部及び委員の皆様をお願いいたします。それではまず初めに平野病院事業管理者に御挨拶いただきしたいと思います。平野管理者。

○**平野文弘病院事業管理者** はい。おはようございます。ちょっと朝から舌がものすごく腫れてしゃべりにくく、聞き取りにくいかと思います。申し訳ございません。市立病院では議案第34号ということで、令和4年度補正予算、それから分科会になりますが、議案第18号令和5年度当初予算を提案させていただいております。いろいろ苦しい時期ではございますけど、何とか頑張っていきたいという思いで予算組んでおりますのでよろしく願いいたします。説明は松田次長のほうが行いますのでよろしく願いします。

議案第34号令和4年度鳥取市病院事業会計補正予算（第3号）（説明・質疑・討論・採決）

◆**星見健蔵委員長** はい、それでは先議分の審査に入ります。議案第34号令和4年度鳥取市病院事業会計補正予算の説明をお願いいたします。松田次長。

○**松田真治事務局次長兼総務課長** 事務局次長の松田でございます。資料のほうは事前にお配りしております右肩に福祉保健委員会資料3月1日と記してあるものを御覧いただきたいと思っております。はい。めくっていただきましてページで言いますと5ページになります。収支の一覧表をつけております。2月補正予算収支一覧表ということで決算見込みに基づきます事業費を精査したものでございます。まず、収入でございますが、表の上段に当たる部分でございますが、病院事業収益、一番上の行ですが、2月補正額6億6,056万2,000円ということで補正後の予算額は87億670万8,000円というものを計上いたしております。見込んでおります。それから下段のほうの支出のほうの一番上の行ですが、病院事業費用ということで、総額2月補正額と

して1億5,053万7,000円の減という減額を見込んでおりまして補正後の予算額は83億9,616万円という見込みを立てております。下から2行目に当たりますが、収支の差引ですが、経常損益の部分が、2月補正額が7億9,490万3,000円ということで、補正後の予算額は2億8,387万1,000円の黒字ということを見込んでおります。

内訳について主なものを御説明させていただきたいと思っております。まず、また戻っていただきまして収入でございますが、まず、医業収益についてですが、まず入院収益でございます。2月補正額3億4,793万2,000円の減ということで補正後の予算額は46億3,451万7,000円見込んでおります。それから外来収益につきましては8,711万8,000円の補正額で補正後の予算額は17億3,117万4,000円という見込みを立てております。

内訳につきましては次のページに当たりますが、入院外来の1日平均患者数と診療単価というものを上げております。4年度の補正のところを見ていただきますと、当初予算で平均260人の入院患者数を見込んでおりましたが、実績は236人の見込みということで、診療単価は逆に当初予算では5万2,500円を見込んでおりましたが若干上がっておりまして5万3,800円の診療単価、1人当たりの単価は治療の内容は上がっているということで、結果、3億4,793万2,000円の減額という形になっております。ですから、同様に外来も当初予算につきましては410人ということで、こちらは、外来患者数は平均増えておりまして、決算見込みでは415人ということで、診療単価のほうも当初の1万6,500円から1万7,165円に上がっておるという状況でございます。はい。

また元の一覧表に戻っていただきまして、次に医業外収益の主なものですが、3番目の補助金ですね、補助金が2月補正額9億1,142万4,000円の増ということで、補正後の予算額9億1,935万4,000円を見込んでおります。こちらはコロナ患者の受入れのための1病棟閉鎖している空床補償する補助金でございます。ほかのコロナ関係の補助金と合わせまして9億1,000、当初予算では計上いたしておりませんので今回決算見込みのほうで9億1,142万4,000円を計上させていただいているものでございます。こちらが主なものでございます。

それから支出のほうですけども、大きなものでいきますと、医業費用のうち、給与費が1億4,108万5,000円の減額ということにしておりまして、補正後の予算額は45億61万円という見込みでございます。こちらにつきましては職員給与費、昨年の1月時点の職員構成等で見込んでおりますので、若干スタート時点で職員が減った部分もありますし、途中で退職であるとか、育休に入られて手当がなくなった職員とか、そういったものを清算しますと1億4,100万円程度の減額という形になっております。予算上多めに見ておるところで、実際精査したものと考えていただければよろしいかと思っております。それから、2番目の材料費ですけども、この材料費は薬品薬剤とあと診療材料ですね、いろいろ診療に使う消耗品、それから食事に係る給食材料が主な経費でございますが、そのうち、診療材料につきましては患者の入院患者さんの減とかもありますので、この部分が3,600万円ほど減額となっております。

それから薬剤のほうは逆に薬品単価が上がっている関係もありまして1,380万程度の増額を見込んでおりまして、その辺りの差引で2月補正額は3,231万8,000円の減ということを見込んでおります。補正後の予算額は17億9,010万2,000円ということで見込んでおります。それ

から次の3番目の経費ですが、経費のうち、管理運営費が2,124万2,000円の減額をしておりますけれども、こちらについては医療機器の保守契約の部分で廃止した医療機器であるとか、高額な保守契約の内訳の見直しを行ったりした関係で、実際不用額が生じる見込みだということで減額をさせていただいているものでございます。その機器保守代の減額が2,704万9,000円ほど見込んでおりますので、その辺りが主な要因でございます。それから4番目の減価償却費ですけれども、7,409万3,000円の増ということで補正後の予算額が5億2,094万3,000円を見込んでおりますが、こちら3年度に購入しました手術支援ロボットダヴィンチ等の減価償却を当初予算に本来上げておくべきものでございますが、計上漏れがございまして、このたび出させていただいております。そちらに係る経費でございます。それから6番目の研究研修費が996万2,000円の減ということで計上しておりますが、これは医師の研鑽とか、学会でのそういう活動に要する経費が主なものでございますが、コロナ禍ということで学会の出張とか、それから研鑽のための代診の先生をお願いして謝金を払って研修に行くとか、そういうことがリモートで主にやられるようになりましたので、その辺の経費が減額となっているものでございます。主なものはそういう御説明させていただいたとおりでございます。

最初に申しあげました2億8,300万の黒字見込みでございますが、こちらはちょっと固く見たところの黒字見込みですので、補助金につきましてはの見込みが3月までのコロナ空床補償の補助金の見込みも立っておりますし、順調に進みましたらもう少し黒字が上乗せになるのではないかというふうに見込んでおります。説明は以上でございます。

◆**星見健蔵委員長** はい、御説明いただきました。本案について委員の皆様から質疑ございますか。岩永委員。

◆**岩永安子委員** 幾つか聞かせてください。補助金のコロナの空床補償の補助金はいつ時点のものというようなことになっているのかなと思うんですが、そこら辺教えてください。それと、

◆**星見健蔵委員長** 岩永委員、1件ずつお願いします。松田次長。

○**松田真治事務局次長兼総務課長** はい。事務局次長松田でございます。空床補償の補助金につきましては予算を計上した際に、年度末までの見通しが立っておりませんでしたので、2月分までを計上しておりますので、あと1か月分が上乗せになる見込みでございます。

◆**星見健蔵委員長** 岩永委員。

◆**岩永安子委員** そうすると昨年とほぼ同じような額になるのかなと思ったりしますが、はい。それから次に給与費なんですけど、昨年1月の時点でおられた方で人件費を組んだということで実際に育休に入られたり、中途退職があったりということなんですけど、事前のいただいていた補正予算書を見ますと、8ページに給与費明細書があって、正職員の方の補正前と補正後で31人減っているということが書かれていました。なかなか大きな人数かなと思ってみました。このうち、中途退職というような方がどのぐらいいらっしゃったのかということと、それからコロナの患者さんを受け入れての中での厳しい労働環境の中で、そういうコロナの患者さん抱えての医療活動に困難があった、そういうことが影響しているのかどうなのかとか、そこら辺が分かれば教えてください。

◆**星見健蔵委員長** 松田次長。

○松田真治事務局次長兼総務課長 はい。事務局次長松田でございます。実際に途中で退職された職員の数ですけど、医師が2名と看護師が8名ということでございます。それで、実際退職にコロナが影響したのかというところでございますが、明確にその理由で辞めた職員はいなくて、ほとんど自己都合といいますか、結婚で県外に行かれるとか、家庭の事情とかそういったものでございます。

◆星見健蔵委員長 岩永委員。

◆岩永安子委員 はい。ありがとうございます。実際のところはいろいろ大変な御苦勞があったんじゃないかなと思います。最後に、令和5年度に向けて今後のコロナ病床の持ち方というか、そこら辺の病床の在り方を考えるに当たって、この今年令和4年度の総括というか、そこら辺と併せてどう考えていらっしゃるのか教えてください。

◆星見健蔵委員長 小林副院長。

○小林俊樹副院長兼事務局長 はい。副院長小林です。当院はコロナ重点医療機関ということに指定をされておりまして、その重点医療機関の条件としてコロナ専用病棟設けるということがありましたので、これまでそういう対応をずっとしてきました。ただ、まだはっきりしてないところもあるんですが、3月上旬をめどに国が5年度の考え方を示すというふうに言ってますけども、重点化病院という縛りがなくなり、このコロナ補助金についてもその病棟があるないにかかわらず、いずれはなくなっていくんでしょうけど、その辺りの筋道がはっきりすれば、当院としてもコロナ専用病棟をなくしたほうが運営上やりやすいというのもあって、なくす方向に行くのではないかなというふうに思っています、まだ正式に決めているわけではないですけども。ですので、コロナ病棟ということにこだわらず普通の病棟の中で個室なりゾーニングをして受け入れていくほうが看護師の勤務等もやりやすいですし、結局、専用病棟を設けて48床ある病棟をコロナのために空けておくんですけども、そこにいる患者が1人であっても2人であっても、その病棟を運営するためには夜勤というものも必ず発生しますし、非常に人を要するところがあって、もしそういう縛りがなくなるのであれば、なくす方向に行くんだろうなというふうに考えています。

ただ、いずれにしても、うちの病院にとってもコロナの休床補償の補助金というのはとても大きな財源になっていますので、そこが続くのであれば、ある程度病棟を維持するという考え方を取らざるを得ませんし、そこがなくなるのであれば実際病院として運営しやすいような形に切換えていくというふうに思っています。

◆星見健蔵委員長 よろしいですか。

◆岩永安子委員 はい。

◆星見健蔵委員長 それではそのほか、西村委員。

◆西村紳一郎委員 副院長から答弁があったわけですけど、じゃあ、コロナの影響で入院患者が減り、外来が増えたという捉え方でいいですか。

◆星見健蔵委員長 小林副院長。

○小林俊樹副院長兼事務局長 副院長小林です。コロナの影響でと言えるのかどうか、ちょっと難しいところもあるんですけども、当院に関しては平成元年ぐらいにかけて平成の29、30、令

和元年ぐらいいにかけて入院患者がかなり減ってきていたという部分があって、その中でコロナ禍が発生したということがあって、コロナが発生した以降ということに関して言えば、急激に減っているわけではないというところもあって、ちょっとずつ減っているというような形がありますので、いちがいにコロナが影響したかどうかということとは言えないかなと、コロナで1病棟閉鎖してますけども、残る病棟である程度患者の受入れはできてきましたので、元年少し落ちましたけれども、2年、3年に関してはコロナの影響ってそれほどないのかなという印象を持っています。あと、外来が増えたということに関してはコロナ関係の発熱患者、コロナ疑いの発熱患者とか、あと、濃厚接触者とか、いろんな方々が発熱外来に訪れたということもありますので、そういう部分も増加には関係しているかなというふうに思います。

◆星見健蔵委員長 西村委員。

◆西村紳一郎委員 ちょっとお尋ねです。PCR検査なさっていますよね。あの収益というのはどの部門で、これ入ってきますか。

◆星見健蔵委員長 松田次長。

○松田真治事務局次長兼総務課長 はい。事務局次長松田でございます。保健所の行政検査に当たるPCR検査、たしかうちで言えば抗原定量検査というものをメインにやっていますけども、そちらにつきましては、診療にうちに来られる患者さんの検査に係る分は外来収益のほうに入りますし、はい。ですね、はい。それでよろしいですか。はい。

◆星見健蔵委員長 西村委員。

◆西村紳一郎委員 そうすると、件数もカウントされるわけですか。

◆星見健蔵委員長 小林副院長。

○小林俊樹副院長兼総務課長 はい。副院長小林です。はい。うちの発熱外来に来られる方は外来の患者としてもカウントされています。

◆星見健蔵委員長 そのほか、谷口委員。

◆谷口明子委員 はい。谷口です。補正予算書の3ページにあります3条の4項にあります特別収益ということで上がっていますが、具体的にはどういったものか、質問します。

◆星見健蔵委員長 松田次長。

○松田真治事務局次長 はい。お尋ねの部分は特別利益となっている部分でしょうか。

◆谷口明子委員 令和4年度鳥取市病院事業会計補正予算書の3ページにあります、第3条の第1巻の第4項にあります特別利益で。はい。

◆星見健蔵委員長 松田次長。

○松田真治事務局次長兼総務課長 はい。事務局次長松田でございます。2月補正予算の一覧で言いますと、医業外収益の6の項目に長期前受戻金戻入という費目がございまして、こちらが前々年度に購入した機械備品について一般会計から繰入をもらったり補助金をもらったりする特別充当する収益があるんですけども、それを翌々年度から減価償却と併せて収益化して年度を分けて計上していくんですけど、その現年分が6番の長期前受戻金戻入というところで収益化しますし、過年度分、その過去に購入した長期前受戻金戻入に当たる部分の収益というのが、特別利益のほうに上がってきますので、過去に購入した備品とか、設備の投資に当たる財源を、年度を減

償却に併せて5年とか7年とかで分割して計上していくものでございます。それが主なものになっています。

◆谷口明子委員 はい。分かりました。

◆星見健蔵委員長 そのほかよろしいですか。はい、岩永委員。

◆岩永安子委員 すみません。医療機器保守契約の見直しの減額が大きかったんですが、具体的に何ですか。

◆星見健蔵委員長 波多野室長。

○波多野 哲経営改革室長 はい。経営改革室の波多野です。主なところは放射線機器の保守の内容を見直したという点でありまして、保守内容をいろいろと年間で組んでいくんですが、大分古い機械になってきた場合に、各項目で年間でというよりはスポットで契約を結んだほうが安くなるとかいうところを見直しをさせていただいた分で、ここまでの価格減ということになっております。

◆星見健蔵委員長 はい、岩永委員。

◆岩永安子委員 それは当初には考えてなくて、こういう結果やっていく中でそのほうがいいなということになったということですね。

◆星見健蔵委員長 波多野室長。

○波多野 哲経営改革室長 はい。経営改革室の波多野です。おっしゃられるとおりで、予算を組むときにある程度は見るんですが、計上するときにはまだ間に合わなかった部分を再度見直して金額が高かったものに関して精査を行ったという形になります。

◆星見健蔵委員長 そのほか、よろしいですか。はい、西村委員。

◆西村紳一郎委員 私、今日の配布資料の研究研修費ですね、約1,000万減額になっていますけど、これはコロナの影響による減額ですかお尋ねします。

◆星見健蔵委員長 松田次長。

○松田真治事務局次長兼総務課長 はい。説明でも若干申し上げましたけども、現地に行かなくても学会とかがリモートで開催されるような仕組みがありますので、徐々に対面には戻っておりますけど、今年度につきましてはそういう開催が多くて、旅費とかそういう参加費とかそういうものが大分浮いたということでございます。コロナの影響と言えばコロナの影響。

◆星見健蔵委員長 よろしいですか。それでは以上で質疑を終了します。討論ございますか、討論なしと認め討論を終結します。それではこれより議案第34号令和4年度鳥取市病院事業会計補正予算を採決します。本案に賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

◆星見健蔵委員長 はい。ありがとうございます。挙手全員と認め本案は原案のとおり可決すべきものと決定されました。

◆星見健蔵委員長 それでは福祉保健委員会を一旦終了し、予算審査特別委員会福祉保健分科会を開催します。

予算審査特別委員会福祉保健分科会に切替え 午前10時26分 休憩

福祉保健委員会に切替え 午前10時56分 再開

【福祉部】

◆**星見健蔵委員長** そろわれました。はい、それではただいまから福祉保健委員会を再開します。本日の日程でございますが、まず、先議分の議案説明、質疑、討論、採決を行い、先議以外の議案の説明、陳情審査、続いて令和5年度の当初予算の説明という流れとしております。令和5年度当初予算につきましては、予算審査特別委員会での審査となっておりますので、委員長の宣告により配布のレジュメのとおり、福祉保健委員会と予算審査特別委員会福祉保健分科会の切替えを行いますので御承知ください。なお、質疑及び説明、答弁は簡潔にさせていただきますよう執行部及び委員の皆様をお願いいたします。それではまず初めに竹間福祉部長より御挨拶いただきたいと思っております。竹間福祉部長。

○**竹間恭子福祉部長** はい。福祉部の竹間です。本日はよろしくお願ひいたします。本日の福祉保健委員会で御審議いただきますのは、先議分の補正予算5件、そして先議分以外の条例2件となっております。まず、補正予算ですが、議案第19号鳥取市一般会計補正予算のうち、福祉部の所管に属する部分、議案第22号鳥取市国民健康保険費特別会計補正予算、議案第23号鳥取市高齢者・障害者住宅整備資金貸付事業費特別会計補正予算、議案第25号鳥取市介護保険費特別会計補正予算、議案第29号鳥取市後期高齢者医療費特別会計補正予算となっております。

次に条例案件ですが、議案第42号鳥取市指定障害児通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部改正について、議案第43号鳥取市国民健康保険条例の一部改正についてとなっております。詳細につきましてはこの後各担当課長が簡潔明瞭に説明いたしますので、御審議のほどどうぞよろしくお願ひいたします。

議案第19号令和4年度鳥取市一般会計補正予算（第10号）のうち所管に属する部分（説明・質疑・討論・採決）

◆**星見健蔵委員長** はい、よろしくお願ひします。それでは議事に入ります。議案第19号令和4年度鳥取市一般会計補正予算のうち本委員会の所管に属する部分の説明をお願いいたします。山内次長。

○**山内 健次長兼地域福祉課長** はい。地域福祉課山内です。そうしますと一般会計の補正予算について、配布しております所属別事業一覧、こちらのほう用いて説明をさせていただきたいと思っております。よろしくお願ひをいたします。ごめんなさい。令和4年度2月補正予算（案）所属別事業一覧（一般会計・特別会計）です。事前に配布されてた、はい。予算書等と事前に配布されていたものです。すみません。よろしいでしょうか。すみません。はい。2月補正につきましては、それぞれ事業の実績見込みによります増、あるいは減ということで、非常にたくさんの項目がございます。時間の関係もございまして、増減の額の大きいもの、あるいは特徴的なものということで少し抜粋して説明をさせていただきたいと思っております。どうぞよろしくお願ひいたします。それでは先ほどのこの所属別事業一覧、ページ19ページのほうをお開きいただきたいと思っております。はい。No.144番鳥取市社会福祉協議会補助金、これについて補正の内容を

説明をさせていただきたいと思います。鳥取市社会福祉協議会はそれぞれ地域の福祉活動そういったものに取り組んでいただいておりますが、その活動自体にはいわゆる収益が伴わない、そういった活動が大部分となっております。そういったことから鳥取市では鳥取市社会福祉協議会の職員費、いわゆる人件費の補助というものを行っております。これがその内容となっております。49人分の人件費補助ということでございます。

このたびの補正の内容でございますが、令和4年度当初予算これを計上しましたのは、実質的には令和3年の12月のいわゆる市社協さんの職員の現状、これを参考に計上しておりました。その後実際令和4年度がスタートいたしまして、実際に退職の職員さんであったり、一部ちょっと欠員というか、補充ができなかった時期もあつたりとか、あるいは産休に入られた職員さん、異動もあり、そういった諸々の事情がございまして、実績見込みがこのたびの補正で要求しておりますマイナスの1,301万2,000円ということになったということでございます。ここの部分は以上です。

続きまして、同じページ148番電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金給付事業費の説明をさせていただきます。こちらにつきましては先議分の質疑でもありました。答弁をさせていた部分もあるんですけども、改めて御説明をさせていただきたいと思います。この電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金給付事業費、これは令和4年9月に国のほうが物価高騰こういったものの影響を勘案して非課税世帯に1世帯当たり5万円を支給するというところで、本議会のほうは9月議会で追加補正という形で既決をいただいたものでございます。補正の内容といたしましては、その9月の追加提案で計上させていただいた際は、令和3年度と令和4年度の住民税非課税世帯臨時特別給付金、これがありまして、その対象世帯2万3,700世帯と見込んでおりました。その後、給付金事務支援システム、そういったものを導入いたしまして、対象者を抽出いたしましたところ約2万1,700世帯となりまして、それに家計急変世帯数を見込み、対象世帯数合計を2万2,000世帯と見込みました。この結果、1,700世帯分の8,500万円と事務費の決算見込み額、これを合わせまして8,670万4,000円の減額補正ということにさせていただいております。なお、財源につきましては10分の10国庫補助金ということですので、財源は全て国庫補助金の減額ということで計上させていただいております。

続きましてその下の149番くらし応援臨時給付金等給付事業費（コロナ克服新時代開拓臨時交付金）でございます。こちらにつきましては、先ほど説明いたしました電力・ガス等の緊急支援給付金、これは国の制度でございましたけども、鳥取市独自事業として均等割のみの世帯の方に対象を拡大したことと、非課税世帯と均等割世帯に属する18歳以下の方については1人1万円の加算金というものを、これは11月の臨時の市議会で計上させていただいて既決いただきました。こちらの補正の内容でございますが、その11月の臨時議会で計上させていただいた際は、均等割のみの世帯を3,500世帯と見込んでおりました。それで、実際に対象者を抽出しましたところ、3,750世帯見込まれましたので250世帯の増となりました。18歳以下の1人当たり1万円、こちらのほうは3,700人分見込んでおりましたが、実際には3,500人分ということで、こちらについてはマイナス200人ということで、差引きしまして、いわゆる扶助費部分は1,050万円の増と、事務費等の増額分も加えまして合わせて1,061万7,000円の増額をこの

たび補正で要求させていただいております。財源につきましてはコロナ克服の交付金ということとで国庫支出金を9割分955万5,000円、一般財源を106万2,000円を計上させていただいております。地域福祉課は以上でございます。

◆**星見健蔵委員長** 橋本次長。

○**橋本 渉次長兼長寿社会課長** はい。引き続き長寿社会課の所管分を説明させていただきます。同じ資料の20ページを御覧ください。まず、上から2つ目151番地域医療介護総合確保事業補助金でございます。1億1,440万3,000円の減額の補正予算でございます。内容としましては、公募で事業所を応募したんですけども、募集がなかった分2件を減額補正とさせていただいております。内容としましては気高地域の小規模多機能型居宅事業所、それから広域型の特定施設入居者生活介護100床分、こちらの分も合わせまして1億1,750万円減額をさせていただきます。その他の実績見込みでプラス300万ほどございまして、合計で1億1,440万3,000円の減額補正となります。

減額後の予算額は1億401万8,000円となりますが、こちらのうち、繰越しとなる事業がございます。すみません。補正予算書のほうの154ページを御覧いただきたいと思っております。はい。繰越し明許費でございます。154ページ下から2番目でございます。地域医療介護総合確保事業補助金でございます。令和4年度予算額1億401万8,000円で繰越し明許費が7,609万5,000円となっております。こちらは介護ロボット・ICTの導入支援の事業の補助金でございます。1法人様で、コロナであるとかウクライナ影響等で半導体などの資材入手が難しくなっておる機材がございまして翌年度に繰越しということをさせていただきたいと思っております。

続きまして、元の資料に返っていただきまして152番社会福祉施設改修事業費でございます。こちらが2,079万8,000円の減額補正でございます。右側事業概要のほうに①、②と記載しております。まず、①のほうから説明させていただきます。指定管理施設電気・ガス経費増加分と記載しております。これにつきましては、電気・ガス高騰対応の鳥取市の指定管理施設への支援ということでコロナ克服新時代開拓臨時交付金を活用した支援となっております。鳥取市全体で72施設への電気・ガス代の支援をこのたびの補正で計上させていただいております。この152番につきましては、なごみ苑と老人保健施設やすらぎへの支援になります。こちらのほうが1,697万8,000円となります。

それからその下、②番さざんか会館外壁改修についてでございます。これは令和4年度5年度2か年にわたっての工事となりますけども、今年度は工事前払い金が発生しなかったことによりまして工事請負費の減額補正をさせていただきます。こちらが、減額が3,811万1,000円、合わせまして減額が2,079万8,000円ということになります。それで、工事につきましては債務負担行為の補正もでございます。同じ資料の83ページを御覧ください。令和4年度2月補正予算債務負担行為の概要ということでございます。縦書きになっております。はい。補正前は5,716万7,000円でございますけども、このたびの工事前払い金が発生しなかったという、その分も5年度のほうに繰り越します。補正後が9,437万円ということになります。はい。申し訳ないです。その資料20ページにまた返っていただきまして154番養護老人ホーム入所事業費でございます。742万8,000円の増額の補正とさせていただいております。養護老人ホームの入所

者数の増による委託料の増でございます。見込んでおりました入所者数が117人で予算見込んでおりましたけども、増があったということで120人分の委託料とさせていただいております。この事業概要の①の部分でございます。こちらのほうがプラスの1,110万3,000円となります。こちらのほうは、養護老人ホームの職員の給与の処遇改善分についても含めた金額とさせていただいております。

その下②番施設管理委託料の減となっております。こちらが367万5,000円の減額となります。こちらが先ほど説明しました職員の処遇改善分を、この②のほうで予算組をしておりましてけども、1番の委託料のほうに含んでの見込みとさせていただきましたので、減額をさせていただいております。合わせまして742万8,000円の増額ということになります。はい。その下155番老人福祉センター運営費でございます。こちらが佐治町と鹿野町の老人福祉センターへの、これも指定管理施設でございます。先ほど説明しました電気・ガス高騰対応指定管理施設への支援、電気・ガス代の支援になります。こちらが61万5,000円となります。この電気・ガス高騰対応指定管理施設への支援ですけども、そのほかの施設もございまして一括して説明をさせていただきます。次のページ21ページ162番青谷町高齢者生活福祉センターやすらぎの管理運営費36万2,000円の増額です。これも指定管理施設への電気・ガスの支援ということになります。

それから次のページ22ページになります。中ほどから3つ、166番、167番、168番も同様の電気・ガスの指定管理施設への支援となります。166番総合福祉センター管理運営費です。こちらはさざんか会館と隣にあります高齢者福祉センターへの支援ということになります。372万7,000円でございます。167番砂丘ふれあい会館管理費、福部の砂丘温泉ふれあい会館と福部町ホッツスイミングプールでございます。こちらの分が526万2,000円、168番湯谷荘管理費、こちらが湯谷荘への支援で64万9,000円となります。すみません。21ページにまた返っていただきたいと思っております。一番上158番軽費老人ホーム運営補助金でございます。169万2,000円の増額でございます。こちら先ほどなごみ苑のところでもお話をしました介護職員処遇改善の補助金分がプラスの156万8,000円、それからその他実績見込みが12万4,000円で合計169万2,000円の補正となっております。介護職員の給与の処遇改善につきましては、令和4年10月から介護報酬のほうに組入れられたんですけども、養護老人ホームだとか、この軽費老人ホーム、ケアハウスの職員の分は該当しないので、市町村がしっかり措置するということになっております。そちらの分でございます。

続きまして同じ21ページ中ほど161番でございます。包括支援センター事業運営費でございます。128万4,000円の増額補正です。こちらは委託しております高草地域包括支援センターでございますけども、介護予防プラン数の増に伴いまして職員の増員が必要となりましたので、そちらの委託費の増額分となります。これが128万4,000円です。はい。続きまして22ページに移ります。一番上164番です。介護サービス事業継続支援事業費、こちらコロナ克服・新時代開拓臨時交付金を活用した事業でございます。介護サービス事業所等においてクラスター等発生した場合に、事業所からの要望に応じまして感染防護具、ガウンでありますとか、フェイスシールド、マスクなどを配布するための購入費の備蓄の経費でございます。9月補正で166

万7,000円補正をさせていただいたんですけども、在庫もなくなってきましたので追加ということで382万3,000円要求させていただいております。こちらのほうも繰越しとなる事業でございます。先ほどと同様、補正予算書の154ページを御覧いただきたいと思います。154ページの一番下になります。介護サービス事業継続支援事業でございます。令和4年度予算額549万円に対しまして繰越明許費が382万3,000円ですので、今回補正分全額を翌年度繰越しとさせていただきたいと思います。

はい。じゃあ、元の資料に戻ります。22ページ165番高齢者虐待保護事業費でございます。164万2,000円の増額の補正でございます。虐待を受けている高齢者を虐待者から分離し、保護するため、養護老人ホーム等への施設入所を行うための経費でございます。12人見込んでおりましたが、見込みとして15人の見込みとなりそうということで、増額を要求しております。長寿社会課からは以上になります。

◆**星見健蔵委員長** 田川課長。

○**田川新一障がい福祉課長** はい。障がい福祉課田川でございます。障がい福祉課の所管事業について引き続き御説明申し上げます。同じ資料の23ページ175番のところからお願いいたします。障がい者福祉センター管理運営費でございます。これはさわやか会館でございますが、先ほど長寿社会課でも御説明のありました指定管理施設電気・ガス経費増加分の対応です。355万5,000円の増額をお願いするものでございます。続きまして24ページ183番でございます。障害者成年後見制度利用支援事業費でございます。150万2,000円の増額をお願いするものです。

この事業は知的障害や精神障害で判断力が十分でない方に対しまして成年後見制度の利用を支援するものでございまして、成年後見制度の利用が必要にもかかわらず親族がいない場合や支援が見込めない場合などに市長による申立てを行うほか、被後見人等が生活保護受給中であるなど資力がない場合に後見人等の報酬を助成しているところでございますが、制度利用件数の増加に伴いまして報酬助成の増額補正をお願いするものでございます。12月補正予算時にここでも補正予算をお願いしておりまして、このときは45件の申請を見込んでいたところでございましたが、さらに6件の申請がございまして、これに対応するためのものでございます。財源は国庫2分の1、県が4分の1でございます。

続きまして25ページをお願いいたします。190番でございます。国民健康保険団体連合会負担金等でございます。1億2,985万4,000円の増額をお願いするものでございます。これにつきましては、障害者総合支援法に係る障がい福祉サービス費につきましては、電子請求システムによりまして鳥取県国民健康保険団体連合会経由でこれを負担金として支払いをしているところでございます。この障がい福祉サービスにつきまして生活介護、これはデイサービスでございますが、こういったものでありますとか、就労継続支援B型、これはいわゆる作業所の利用でございます。あと、共同生活援助、これはグループホームでございますが、こういったところの利用の増加に伴い増額補正をお願いするものでございます。財源は国庫2分の1、県4分の1でございます。

続きまして同じページの一番最後194番でございます。子どもの安心・安全対策支援事業費（令和4年度国二次補正）の事業でございます。補正額といたしましては1,555万3,000円の

増額をお願いするものでございます。これは静岡県認定こども園で昨年9月に送迎バスでの死亡事故が発生したことを受けまして、厚生労働省令の一部改正が行われ、障がい児通所支援事業所において障がい児を送迎する場合には、送迎車の乗降時の児童の所在の確認と、送迎車両への安全装置の設置が事業者には義務づけられることとなりました。これは本市においても議案第42号ということで、またこの後、御説明があると思っておりますが、そうしたことで対応予定とされているところでございます。

今回のこの補正予算に係る事業につきましては、市内の児童発達支援と放課後等デイサービスの事業所が先ほど申し上げたような義務づけに対応して送迎用バスに児童の置き去り事故防止のための安全装置を設置する経費につきまして、国庫補助基準額の範囲内で設置費の10分の10の補助を行おうとするものでございます。国庫補助基準額につきましては、現在正式な交付要綱は国のほうから出ておりませんが、現在のところ1台当たり17万5,000円というところで示されてるところでございます。22事業所の47台の送迎車両、内訳としましてはマイクロバス1台とワンボックスが46台になりますが、こうしたところを対象として見込んでいるところでございます。国の令和4年度二次補正予算に呼応して事業実施するものでございまして、財源としては国庫10分の10としております。

また、補正予算書のほうまた見ていただきたいのですが、156ページでございます。繰越明許費のところでございますが、156ページの中程です。子どもの安心・安全対策支援事業費ということで1,555万3,000円の全額を翌年度繰越しということで、繰越明許で上げさせていただいております。以上でございます。

◆星見健蔵委員長 枅谷課長。

○枅谷承文生活福祉課長 はい。生活福祉課枅谷です。それでは生活福祉課の所管事業について御説明をいたします。同じ資料の26ページをお開きください。生活福祉課分につきましては増額をお願いするもの、それと減額金額の大きな事業を説明をさせていただきます。ナンバー204番生活保護事務費でございます。こちらは当課で使用しております住民情報系のパソコン20台の更新業務につきまして、当初はリース契約によりまして新しいパソコンを準備する計画としておりましたが、情報政策課のほうで補完されていたパソコンを使用しまして必要なシステムをバージョンアップすることで端末を更新することができることとなりましたので、パソコンの購入費用を減額をさせていただくものでございます。事業費491万5,000円の減額ということでございます。

続きましてその次にナンバー205 過年度国県支出金返還金でございます。これは昨年度の生活保護費及び生活困窮者就労準備支援事業などの事業実績の確定及び精算によるものでございます。扶助費に関しましては当初予算ベースで国庫負担金を受け入れまして次年度精算し、超過分を国へ返還するという流れとなります。昨年度の生活保護等の事業実績に基づきまして計算しました国庫負担金の額が28億3,408万3,000円となりましたが、30億3,690万1,000円の受入れを行っておりましたので、超過交付分の2億281万8,000円を国へ返還するために増額補正をお願いするものになります。生活福祉課以上でございます。

◆星見健蔵委員長 蔵増次長。

○**蔵増祐子次長兼保険年金課長** はい。保険年金課蔵増です。保険年金課の所管する部分の説明をさせていただきます。同じ資料の27ページでございます。207番～213番までが保険年金課の所管でございます。初めに207番国県支出金等返還金でございます。2万6,000円を計上させていただきますいております。これは自主点検によりまして算出方法の誤りが判明いたしまして、再度算出いたしましたところ、平成29年度～令和3年度までの国民健康保険基盤安定負担金が過大交付となりまして国県へ本年度返還するものでございます。議決後、県の指示に従いまして速やかに返還をさせていただく予定でございます。

続きまして209番、210番、213番でございます。いずれも医療費の自己負担部分を助成する事業の増額補正予算でございます。209番は特定疾病医療助成費55万3,000円、210番は小児特別医療助成費815万3,000円でございます。213番は未熟児医療助成費115万9,000円でございます。これら全てでございますけれども、過去3年の実績を踏まえた令和4年度の当初予算とさせていただきますが、令和4年度の助成状況が当初見込み以上の助成額が見込まれまして、増額補正予算を計上をさせていただくものでございます。保険年金課所管する部分は以上でございます。福祉部の説明を以上で終わらせていただきます。

◆**星見健蔵委員長** はい、説明いただきました。本案について委員の皆様から質疑ございますか。坂根委員。

◆**坂根政代委員** 坂根です。地域福祉課のほうに質問をさせていただきます。令和4年の2月補正予算案所属別事業一覧、これに基づいて148番、149番それぞれ実績数等お話をさせていただいたんですが、148番でいうと、非課税世帯が当初は2万3,000世帯を予定してたと、結果として家計急変世帯も含めて2万2,700、実際非課税世帯は2万1,700だったという、こういう実績のお話がありました。数字が結果として違ってくるといことはあることだというふうに思いますが、ここを見ますと、例えば非課税世帯の2万3,000が2万1,700、1000以上違うという、こういう数値になっています。

それで、また、次のところも149番の非課税世帯と均等割世帯を3,500と考えていたけどこれが3,750と250の違いが出ていると、こういうことで見ますと、この算定の差が出ているというのは、結果としてはそうなると思うんですが、ちょっとかなりの査定のこの差の幅があり過ぎるなというふうに思ったものですから、この理由は何かということをお尋ねしたいと思えます。

◆**星見健蔵委員長** 山内次長。

○**山内 健次長兼地域福祉課長** 地域福祉課山内です。今、坂根委員さんのほうから御質問いただきました。当初見込みと実績のちょっと乖離が大きんじゃないかというその辺の御質問だったと思います。まず、148番の電力・ガス・食料品等、これは非課税世帯が対象ということで、先ほども少し触れたんですけども、この前段に令和3年度非課税世帯の臨時特別給付金というものがありました。それで、そちらのときの対象世帯が2万1,095世帯ございました。これは、すみません。対象世帯数で実際に支給した世帯ではないですけども、最終的には2万1,095世帯が対象でありました。令和4年度にも非課税世帯の臨時特別給付金というのがございまして、これは令和3年度に非課税でもう給付を受けた方は令和4年度には、もうもらえない、令

和4年度で新たに非課税になった方には令和3年度にもらってなかったら、もらえるよという
 ような制度設計で行いました。このときが、対象世帯数が2,547世帯ということでございましたので、
 合わせまして二千三百何十世帯を、一応対象世帯と最初は見込んで算定をしたという
 ことでございます。それで、実際にシステムを導入いたしまして、条件をセットして、抽出し
 たら先ほどのような数字になったということでございます。

それで、すみません。ちょっと私の説明がまずかったかもしれないですけども、先ほど例え
 ば電力・ガスのほうでは対象世帯を2万2,000世帯と見込んで補正予算を組みましたというこ
 となんですが、これは今の支給実績とはまた違います。実は支給実績につきましては、昨日申
 請が出てきた分で、決定予定のものを含めまして合わせて1万9,801世帯ということになりま
 すので、見込みよりも実際の実支給としてはさらに下回るというような形になろうと思いま
 す。大体支給率としては9割少しということで、これは先ほどの令和3年度、令和4年度の非課税
 世帯も大体92%とか91%でしたので、ほぼ同様の支給率になろうかと思えます。それで、く
 らし応援のほうは、もともとはくらし応援の世帯数としては増えました。はい。逆に子育ての18
 歳以下の世帯人数のほうは減りましたということでございます。

それで、こちらについては過去の実績がない形でスタートいたしまして、住民税の情報、あ
 るいは9月30日を基準日としましたので、そのときの住民情報、そういったものをこちらのほ
 うで組み合わせ対象を抽出して11月の臨時議会のときには算出をしておりました。その後、
 再度いわゆるプッシュ型という、プッシュするということで対象者を改めて抽出したところ、
 このような結果になったということで、くらし応援、この子育て世帯の臨時加算金については、
 システム導入というのがなかったもので、いろいろ手作業で工夫しながらやった結果というこ
 とで、若干最初の予算のときには対象抽出漏れがちょっとあったりとかということもありまして、
 実際には対象世帯が増えたというような状態がございました。以上でございます。

◆星見健蔵委員長 はい、そのほか、寺坂委員。

◆寺坂寛夫委員 154番の養護老人ホーム入所事業費ですけど、入所者が増で、増えたというこ
 とですけど、この財源内訳ですね、その他入所者の負担金というのが減って、一般財源のほう
 が増えていますが、この状況というのはわかりますか詳しくその内容は、増えれば当然あれで
 しょうけど、入所者の負担金は減り、増えたというその内訳を、分かれば。

◆星見健蔵委員長 橋本次長。

○橋本 渉次長兼長寿社会課長 長寿社会課橋本でございます。はい。財源内訳でございます。
 御指摘のとおり、その他が337万5,000円減ということでございます。こちらが養護老人ホ
 ム入所者の負担金となります。見込んでいたよりもその見込が減ってしまったので、その分
 一般財源で補填しているという状況でございます。とりわけ何か特別な理由があるわけではご
 ざいませんですけども、入所者の所得の状況等に応じて利用料が上下しますので、見込みとし
 てこういう結果になったということでございます。以上です。

◆星見健蔵委員長 寺坂委員。

◆寺坂寛夫委員 はい。ちょっとあまり分かりにくいんですけど、なごみ苑と母来寮でしょうか、
 かなび園3つあるでしょう。どの程度、所得制限いろいろあるんでしょうし、その辺のある

程度分かれば、負担金なしとかいろいろあるでしょうし、条件、どの程度、今まで見込みではある程度何名ぐらいはされて、負担金取らないとか、その辺で今回は全然取らない人が増えたとかあるでしょうし、その条件分かれば。

◆星見健蔵委員長 橋本次長。

○橋本 渉次長兼長寿社会課長 はい。すみません。遅くなりました。長寿社会課橋本です。徴収の状況ですけれども、なごみ苑で行きますと、定員が90でございますけれども、実際、金額の徴収となっている方が大体3分の1ぐらいということになります。それから母来寮でございますけれども、実績として今年度30人見込んで、今回補正をさせていただいてますけれども、徴収となっている方が7名ですので4分の1程度です。大体毎年度そう多くは変わってないと思いますので、大体それ以外の方は使用料が発生しないという所得の方々ということになります。以上です。

◆星見健蔵委員長 そのほか、岩永委員。

◆岩永安子委員 はい。長寿社会課の、まず164番です。9月補正して、382万3,000円は繰越し、新年度分だということです。やっぱり今のコロナの状況で介護サービス事業所の防護の備品は、感染防護具は必要だということで、引き続き新年度予算を組まれているというふうに、まず理解をしたらよろしいですか。

◆星見健蔵委員長 橋本次長。

○橋本 渉次長兼長寿社会課長 はい。長寿社会課橋本です。新型コロナにつきましては、お正月明けてからだんだん感染者数も減ってまいりましたけれども、やはり高齢者施設のクラスター等まだまだ発生をしております。やはり一度発生するとやっぱりああいう施設ですので人数がぼんと4、5人一遍に出ちゃったりとか、いうのがありますので、急に衛生物品、ガウンであるとかフェイスシールドがたくさん感染者に対応した都度、交換とかいうことになりますので、それで土日とか重なると、なかなか業者から納入もないというような状況がございますので、そういった場合に市のほうから在庫分を供給しておるような現状でございます。

実際第8波と言われるところでも数多くの事業者へ供給しております。1月以降でも20事業所ぐらいにも既にもう出しておる状況が続いております。5月8日から第5類に落ちるといような話もございますけれども、やはり医療だとか介護の施設での感染対策というのは引き続き続いていくものでございますので、特に高齢者、重症化リスク高いということで重症となると死亡のリスクも高いですので、そちらのほうへの支援は引き続きこの備蓄の分で続けていこうかなというふうに考えております。以上です。

◆星見健蔵委員長 岩永委員。

◆岩永安子委員 はい。ありがとうございます。引き続きよろしく申し上げます。165番です。高齢者虐待保護事業費です。昨年度よりもたくさん予算を組んでいたけれども、先ほど言われた12人見込んでいたけど、15人となったということで補正を組むということですが、背景にコロナの影響があるのかどうかというようなことは、何かつかんでいらっしゃるのでしょうか。

◆星見健蔵委員長 橋本次長。

○橋本 渉次長兼長寿社会課長 長寿社会課橋本です。この事業でございます。実際9月補正で

も補正をさせていただきまして、そのときに12人に増やしたんですけど、今回決算見込みで15人ということでございます。状況ですけども、やはりコロナの影響といいましょうか、やはりお家の中に介護者と要介護者が一緒におられる時間が長いということで、やはりちょっと精神的にいらいらして手が出ちゃったみたいな報告も何件かは拝見しております。多少はそういう影響もあるのではないかと推測はされます。あと、それと併せまして、最近は経済的虐待に当たるような形で親族さんがよかれと思って通帳管理等をしておるけど、なかなかいる分までなかなかいただけないというような話があったりもしております。簡単ですが以上です。

◆星見健蔵委員長 岩永委員。

◆岩永安子委員 ありがとうございます。先ほどの寺坂委員さんが施設の費用のことを聞かれたんですが、ここでも虐待を受けた人もやっぱり、その他というのは宿泊手数料ということで、これも収入に応じて支払いは発生するというふうに理解したらいいですか。

◆星見健蔵委員長 橋本次長。

○橋本 渉次長兼長寿社会課長 はい。お答えします。長寿社会課橋本です。使用料というか、食事代がかかるということでございます。以上です。

◆星見健蔵委員長 岩永委員。

◆岩永安子委員 確認ですが、食事代だけということですね。

◆星見健蔵委員長 橋本次長。

○橋本 渉次長兼長寿社会課長 長寿社会課橋本です。今詳しくはお調べておりますけども、かかる方とかからない方と両方がおられるようです。またちょっと後ほど回答させていただきます。

◆岩永安子委員 はい。ありがとうございます。

◆星見健蔵委員長 はい、そのほか、西村委員。

◆西村紳一郎委員 はい。私は電気、ガスですね、長寿社会課で電気、ガス経費増加分ということで指定管理の補正が組まれてるわけですけど、この、いわゆる算出の基礎、仕方ですね、これは3末を見越しての推定なのか、もし、そうだったら、どのようにされたのか、そこら辺ちょっとお尋ねしたいと思います。

◆星見健蔵委員長 橋本次長。

○橋本 渉次長兼長寿社会課長 長寿社会課橋本です。指定管理施設への電気、ガスの積算根拠ということでございます。はい。まず、今回対象となりましたのが、電気と都市ガスとA重油が対象ということになっております。長寿社会課所管の施設に関しましては、A重油はございませんでしたので、電気と都市ガスに対しての支援ということになります。電気料金、都市ガス料金両方につきまして、算出根拠は前年度、令和3年度の実際の使用料金、そちらのほうに企業物価指数に基づく上昇率というのが財政当局から示されましたので、そちらの指数を掛けた金額を支援するという形になっております。現実的には電気で行きますと0.38、都市ガスにおきましては0.69、参考までにA重油は0.06という指数を令和3年度の実績に掛けた金額を今回支援しているということになります。先ほど説明もありましたけども、コロナ交付金が80%の事業になります。以上です。

◆星見健蔵委員長 そのほか、坂根委員。

◆坂根政代委員 長寿社会課の151番について質問をさせていただきます。募集がなかったというのですが、その分析はどのようにされておりますか。

◆星見健蔵委員長 橋本次長。

○橋本 渉次長兼長寿社会課長 長寿社会課橋本です。151番地域医療介護総合確保事業補助金でございます。応募がなかった事業でございます。まず、気高の小規模多機能型居宅事業所でございます。こちらのほうは、問合せ等の法人はございましたけども、近年の資材高騰とか、人件費も上がっておりまして、建築単価がちょっと高くなり過ぎて、今々ちょっと難しいというようなお話は法人さんからもお聞きしております。

それから広域型100床の特定施設の入居者生活介護でございます。いわゆる100床規模の介護つきの有料老人ホームと御理解いただければいいと思います。さすがに、その規模になりますと、建築のお金もさることながら、やっぱり働く人材を確保できるかどうかというのが、手が挙がる、挙がらないの判断になるのかなと思っております。いきなりその人員を確保するというのが、やはり厳しいのではないかと、いろんな法人さんの話も伺いますけど、既にもう外国人の方もたくさん就労しておられる状況もございます。その辺がなかなか手が挙がらない理由ではないかと分析をしております。以上です。

◆坂根政代委員 ありがとうございます。もう1点お願いいたします。

◆星見健蔵委員長 はい、坂根委員。

◆坂根政代委員 はい。令和4年度2月補正予算案の所属別事業一覧の83ページお願いします。縦長のところになります。事業の内容のところの令和5年分の額が示され、そして括弧して、増工、これは1,000万ですね。ここの説明お願いできますか。

◆星見健蔵委員長 橋本次長。

○橋本 渉次長兼長寿社会課長 長寿社会課橋本です。83ページ中ほど、事業の内容の工事費の内訳のところでございます。当初予定しておりました額が、令和4年度分3,374万8,000円、それから令和5年度分5,062万2,000円とございます。これを足しますと8,437万円となります。こちらのほうが実際の工事の契約額となります。それで、令和4年度に前払い金発生しませんでしたので、今回の補正予算でゼロとさせていただきましたので、この8,437万円と、増工1,000万円、これ見込みでございますけども、その分、合わせまして9,437万円、こちらを債務負担の限度額、いわゆる令和5年度の予算額ということで、また、当初のときはこの議会で説明をさせていただきますけども、はい。ということになっております。以上です。

◆星見健蔵委員長 はい、坂根委員。

◆坂根政代委員 はい。分かりました。じゃあ、令和5年の当初予算のときに、その説明をお願いいたします。以上です。

◆星見健蔵委員長 はい、そのほか、岩永委員。

◆岩永安子委員 障がい福祉のところ、障がい福祉サービス事業所に、置き去り防止対策の装備をつける予算がついていますが、先ほどの説明で国からは1台あたり17万5,000円って言われたと思うんです。それで、予算は33万1,000円の47台分の計算になっているんですが、10

分の10の補助だということと、それから、この金額の中身について教えてください。

◆星見健蔵委員長 田川課長。

○田川新一障がい福祉課長 はい。障がい福祉課田川でございます。助成金額の内容について御説明申し上げます。まず、補助単価、先ほど申し上げましたが、国庫補助基準額ということで、範囲内で予定しておりまして、現在は17万5,000円ということでございますが、本日現在、まだ正式な国庫補助の交付要綱は届いてないような状況でございます。それで、議員御指摘のとおり、今回の予算上は33万900円1台当たりということで計上をさせていただいておりましたが、これは業者の実際の見積りを基に計算をして、47台分ということで計上しておりました。それで、その後、基準に合う製品につきましては、国がガイドラインで具体的な装置のリストを公開して、これらを設置すれば現在の国庫基準額の範囲内におおむね収まるのではないかと、いうふうに思われますけれども、仮にこれらの製品が全国的な品不足であったりとか、値上げとか、そういったことを理由として、今後、国庫基準額が引き上げられるというようなことが、もしあっても、この予算の範囲内33万900円の範囲内で対応していきたいというふうに考えております。

ただし、あくまでも、国庫補助基準額の範囲内で対応ということで、これを上回って一般財源を使つての市独自の乗せというようなことは考えておりません。以上でございます。

◆星見健蔵委員長 岩永委員。

◆岩永安子委員 ということは、もしかしたら、それぞれの事業所の自己負担が発生するかもしれないというふうに理解したらいいですか。

◆星見健蔵委員長 田川課長。

○田川新一障がい福祉課長 障がい福祉課田川でございます。国がガイドラインで示しているものについては製品の金額とか、設置費のおおむねの目安も計上をされておりますが、それらの本当にガイドラインに示す必要な内容なものを、最低限なものをつけるということであれば、おおむね収まるであろうと。ただ、それよりも上回るような機能を、置き去りがあったらメールで連絡が来るとか、いろいろオプションみたいな格好をされる場合は上回るような場合もあるかと思いますが、基本的にはこの国庫補助基準額超過分は事業者負担ということをお願いしたいと考えております。以上です。

◆星見健蔵委員長 はい、よろしいですか。はい、橋本次長。

○橋本 渉次長兼長寿社会課長 長寿社会課橋本です。先ほどの岩永委員さんからの165番高齢者虐待保護事業費についての回答をさせていただきます。利用者からの手数料でございますけれども、1日当たり708円を頂いております。それで、生活保護対象の方は無料ということになってございます。それと併せまして、先ほど説明いたしました、食費につきまして、朝食が445円、お昼と夜は各500円を実際食べられた場合に徴収しております。以上です。

◆星見健蔵委員長 はい、よろしいですか。そのほかよろしいですか。それでは以上で質疑を終了します。討論ございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

◆星見健蔵委員長 討論なしと認め討論を終結します。これより議案第19号令和4年度鳥取市一

般会計補正予算のうち、本委員会の所管に属する部分を採決します。本案に賛成の方は挙手願います。

[賛成者挙手]

- ◆星見健蔵委員長 はい。挙手全員と認め本案は原案のとおり可決すべきものと決定されました。
- ◆西村紳一郎委員 委員長、21 ページの説明がなかった、議案第 19 号の 21 ページ。
- ◆星見健蔵委員長 何。
- ◆西村紳一郎委員 今日の配布の資料だけ。
- ◆寺坂寛夫委員 今日の資料。
- ◆星見健蔵委員長 何、今の議案第 19 号だけ。
- ◆西村紳一郎委員 こりゃあ、包括支援センターの上だ。
- ◆岩永安子委員 それは違います。
- ◆星見健蔵委員長 いや、ちょっと、うん。必要ないこと言わんようにして。一応ですね、まだ、審査をお願いしたいというふうに思いますけれども、取りあえず、議案第 19 号が終わった時点でちょうど 12 時ということになりましたので、ここで休憩に入りたいというふうに思います。それで、午後は 1 時再開ということですのでよろしく願いをいたします。

午後 12 時 2 分 休憩

午後 12 時 59 分 再開

議案第 22 号令和 4 年度鳥取市国民健康保険費特別会計補正予算（第 3 号）（説明・質疑・採決）

- ◆星見健蔵委員長 それでは時間となりました。引き続き再開をしたいというふうに思います。それでは議案第 22 号令和 4 年度鳥取市国民健康保険費特別会計補正予算（第 3 号）についての説明をお願いいたします。蔵増次長。
- 蔵増祐子次長兼保健年金課長 はい。保険年金課蔵増です。国民健康保険費特別会計の補正予算について御説明申し上げます。午前中からの横長の資料でございます。所属別事業一覧で御説明を申し上げます。89 ページ～90 ページが該当の箇所になります。国民健康保険費特別会計につきましては事業勘定と直診勘定とでございます。事業勘定は 1 億 3,991 万 8,000 円の増額。直診勘定は 232 万 6,000 円の増額で合計 1 億 4,224 万 4,000 円の増額補正予算を計上をさせていただいております。1 番～8 番までが事業勘定でございます。初めに 1 番と 2 番でございますが、医療費の支払いに係る増額補正予算となっております。1 番が一般被保険者療養給付費 1 億 249 万 2,000 円、2 番が一般被保険者高額療養費 3,375 万 7,000 円でございます。いずれも本年度の当初予算は、令和 3 年度の当初予算額に被保険者数の減少や 1 人当たりの医療費の単価を踏まえまして計上させていただいておりますが、結果として見込みを超える実績が見込まれたことから増額補正予算を計上をさせていただいているものでございます。
- 続きまして、4 番傷病手当金（新型コロナウイルス感染症対策）でございます。216 万 7,000 円を計上をさせていただいております。国の財政支援を受けまして、新型コロナウイルス感染

症に感染などした国民健康保険に加入の被用者に対して給付をさせていただいているものでございます。令和2年度から実施をしておりますけれども、国の財政支援の適用が当初令和2年9月末までだったのを、国が適用の期間をコロナの状況を踏まえまして3か月ずつ延長してきておりました。令和4年度の実施につきましては予算編成の段階では不明であったものの、期間延長があった際に対応可能とするために課目を存置する予算としておりました。今年度も財政支援期間の延長となりまして、継続して実施をしているところでございます。これまで、11月末現在時点で135万1,000円余りの実績がございまして、年度末までの見込みと合わせまして216万7,000円の増額補正予算を計上をさせていただいております。

続きまして5番でございます。直診勘定へ繰り出し547万8,000円を計上をさせていただいております。このうち、521万6,000円ですが、国民健康保険の特別調整交付金の僻地診療所の赤字に対する運営費に係る補助を受けることができましたので、計上をさせていただきました。国保の特別調整交付金は一度事業勘定で受け入れた上で、直診勘定に繰り出す必要があるために関連して事業勘定、直診勘定の補正を計上しております。この僻地診療所の赤字に対する運営費に係る補助は半径4キロ以内にほかの医療機関がない、あっても週3日以下の医療機関などの条件に当たる医療機関でありまして、1月～12月の間の支出が繰越金など除いた収入を超える場合、その一部2分の1相当でございますが、これが交付されるものでございます。佐治診療所の運営は人口減などによりまして、診療収入が減少傾向で厳しい状況となってきておりまして、昨年度に引き続き交付の申請をしているところでございます。医科が53万1,000円、歯科が468万5,000円でございます。

続きまして次の90ページでございますが、直診勘定でございます。初めに9番医科運営費でございます。40万1,000円を計上をさせていただいております。これは看護師1名、これは市立病院から派遣をいただいていた看護師1名が12月末で退職されるということとなったために、市立病院への負担金が80万6,000円の減額と年度末まで会計年度任用職員を採用するための人件費84万8,000円を増額、このほか医科診療所に係る電気代の不足が見込まれるため、およそ30万円などを増額補正予算を計上させていただいているところでございます。

続きまして11番でございます。歯科運営費175万円計上させていただいております。これにつきましては歯科衛生士3名おりますけれども、3名のうち1名が年度の当初の4月の人事異動に伴いまして正職員から会計年度任用職員ということになりまして、会計年度任用職員の1名を採用することとなったために、人件費146万6,000円と併せてそのほかの歯科診療所に係る光熱水費の不足が見込まれるための補正予算23万4,000円などを増額補正を計上させていただいております。国民健康保険費特別会計は以上でございます。

◆**星見健蔵委員長** はい、説明いただきました。本案につきまして委員の皆様から質疑ございますか。岩永委員。

◆**岩永安子委員** 4番の傷病手当金のことについて伺います。先ほど説明があったように、コロナで感染した被保険者に対して傷病手当金出されるものですが、これ令和2年から始まって、令和3年と比べても今年度予算が増額をしていると思いますが、その辺の増額の理由とそれから国から今後のことについてどうなるというような報告というか、指示があっているのか教え

てください。

◆星見健蔵委員長 蔵増次長。

○蔵増祐子次長兼保険年金課長 はい。保険年金課蔵増でございます。すみません。令和3年度と令和2年度の実績を持ち合わせておりませんが、令和4年度は確かに過去と比べまして件数も金額も増えてきております。令和2年度は1件だったと思います。令和3年度は、もう少し増えた実績だったと思いますが、今年度につきましては既に今現在で48件の申請をいただいているところでございます。感染の大きな波が夏もありましたし、この冬も波が来ていたところでございます。申請につきましては治られてから申請が出てまいりますので、少し遅れて申請が出てくる形ではあるかと思っております。この年度末までに何件出るかというのはちょっと分からないところではありますが、そのような状況でございます。

それから来年度以降につきましては、国のほうが2月10日付で財政支援についてというふうなことで来年度についての通知を出してきておられます。この傷病手当につきましては今年の5月7日までの期間にコロナウイルスに感染して療養のために労務に服することができない期間についてを対象とすることで通知をいただいております。それから以降につきましては5類に落ちるといような報道もありますので、そのことを踏まえての通知だというふうにご考えております。以上です。

◆星見健蔵委員長 岩永委員。

◆岩永安子委員 はい。こういう制度があるということが順々に定着をしてきて、数も感染者も増え、それに対するこういう制度があるということで利用も広がっていったというふうに思います。国のほう、5月7日までの分についてということに言っていますが、引き続き、やっぱり感染が広がるというか、感染力が弱まっているわけではないので引き続き私は必要だというふうに思いますが、こういう制度があって療養できるような保障があるというのが必要じゃないかなと思います。もし、御意見があったらお願いします。

◆星見健蔵委員長 蔵増次長。

○蔵増祐子次長兼保険年金課長 はい。保険年金課蔵増です。これまでコロナウイルス感染症に係る事業につきましては、国の財政支援の範囲で行ってきておりまして、現段階では5月7日までの方が対象になるというふうに通知をいただいておりますので、その方針に従うことを考えているところでございます。

◆星見健蔵委員長 はい、そのほか。坂根委員。

◆坂根政代委員 はい。ナンバー3番です。出産育児一時金、これが397万6,000円の減と、こういうことでの提案なんです。予定数そして実績数、これを教えていただきたいと思っております。

◆星見健蔵委員長 蔵増次長。

○蔵増祐子次長兼保険年金課長 はい。保険年金課蔵増です。出産育児一時金は当初85件の見込みで出しておりました。最大で42万円を給付することができるんですけども、85件で見込んでおりました。令和元年から徐々に、過去3年間からしても少しずつ件数が下がってきているところでございますが、当初は85件でございました。実績から見込みまして73件で見込んでいるところでございます。以上です。

◆坂根政代委員 はい。ありがとうございました。

◆星見健蔵委員長 そのほかよろしいですか。それでは以上で質疑を終了します。討論よろしいですか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

◆星見健蔵委員長 よろしいですか。それでは討論を終了します。これより議案第22号令和4年度鳥取市国民健康保険費特別会計補正予算（第3号）を採決します。本案に賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

◆星見健蔵委員長 はい。挙手全員と認め本案は可決すべきものと決定しました。

議案第23号令和4年度鳥取市高齢者・障害者住宅整備資金貸付事業費特別会計補正予算（第1号）（説明・質疑・討論・採決）

◆星見健蔵委員長 次に議案第23号令和4年度鳥取市高齢者・障害者住宅整備資金貸付事業費特別会計補正予算（第1号）について説明をお願いいたします。橋本次長。

○橋本 渉次長兼長寿社会課長 長寿社会課橋本です。令和4年度鳥取市高齢者・障害者住宅整備資金貸付事業費特別会計補正予算（第1号）の説明をさせていただきます。資料のほうは本日お配りの右上に資料1と書いてございます福祉保健委員会補正予算説明資料（福祉部）、そちらのほうで説明をさせていただきます。こちらの27ページからでございます。はい。まずは高齢者住宅整備資金勘定でございます。27ページ歳入でございます。高齢者住宅整備資金勘定ですけれども、基本的に見込みとして新規の貸付はございませんでしたので、実績に伴う減となっております。一番下、民生債△250万、それとなっております。それからその一段上、貸付金元利収入でございます。こちらは42万2,000円の減額補正で補正後21万8,000円、こちらは過年度分の収入というふうになります。それから繰越金が補正18万9,000で19万円ということになってございます。

めぐりまして歳出でございます。高齢者住宅整備資金勘定の歳出でございます。新規の貸付けはございませんでしたので、一番上、高齢者住宅整備資金貸付事業費は△250万ということで補正後9,000円、それから元金利子ともに新規の起債がございませんでしたので全額減額補正とさせていただきます。一番下、一般会計への繰出し9,000円補正で補正後39万9,000円、こちらのほうは過年度の元利収入と前年度繰越金勘定の残高を一般会計へ繰出しするものでございます。

続きまして29ページ、30ページが障害者住宅整備資金の勘定になります。こちらのほうも新規貸付はございませんでしたので、過年度の残債等もございませんので全て減額補正ということで補正後金額全て歳入歳出もゼロということになってございます。説明は以上です。

◆星見健蔵委員長 はい、説明いただきました。本案につきまして委員の皆様から質疑よろしいですか。よろしいですか。それでは質疑なしと認め質疑を終了します。討論よろしいですか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

◆星見健蔵委員長 よろしいですか。じゃあ、討論なしと認め討論を終結します。これより議案

第23号令和4年度鳥取市高齢者・障害者住宅整備資金貸付事業費特別会計補正予算（第1号）につきまして採決いたします。本案に賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

◆**星見健蔵委員長** はい。ありがとうございます。挙手全員と認め本案は原案のとおり可決すべきものと決定されました。

議案第25号令和4年度鳥取市介護保険費特別会計補正予算（第4号）（説明・質疑・討論・採決）

◆**星見健蔵委員長** 次に議案第25号令和4年度鳥取市介護保険費特別会計補正予算（第4号）について説明をお願いします。橋本次長。

○**橋本 渉次長兼長寿社会課長** 長寿社会課橋本です。そうしましたら、介護保険費特別会計補正予算（第4号）の説明をさせていただきます。2月補正予算（案）所属別事業一覧、こちらの94ページからになります。併せまして先ほども使いました資料1、本日配布の福祉部の資料、こちらの36ページも併せて説明をさせていただきたいと思います。はい。まずは、今お聞きいただきました36ページ縦長のほうの資料を御覧いただきたいと思います。介護保険の状況を若干説明をさせていただきます。

まず、人口の状況になります。年齢5歳階級別の人口の状況でございます。令和3年度末、令和4年3月31日現在と最新のもので先々月1月31日現在の鳥取市の人口を表にしております。65歳以上が第1号被保険者となりますので、そちらを見ていただきますと、前年度末が5万5,464人、こちらが5万5,496人ということでプラスの32人ということで、ほぼ横ばいというような状況になってございます。一番上、全年齢の人口を見ていただきますと、マイナスの0.3%ということで鳥取市の人口自体は減少が続いております。併せまして下2段、米印をつけておりますけれども、それを75歳以上、85歳以上でくくってみた数字でございます。特筆すべきは75歳以上で前年度末2万7,419人が2万8,223人とプラス804人と、プラスの2.93%ということでございます。これはいわゆる団塊の世代が75歳に到達しつつあるという数字が顕著に表れております。

しかしながら、65歳以上人口は、先ほど説明しましたほぼ横ばいということになってございます。令和3年度の決算のときにもちょっと説明をさせていただきましたけれども、第8期の計画策定のときは、来年1.3%程度は伸びる推計というふうにしておりましたけれども、思ったほど伸びてない、高齢者の伸びが鈍いということは理由としましては、もう死亡者が増えているという状況かなというふうに思います。これ全国的にも令和3年～4年にかけてはちょっと死亡者数が増えているんじゃないかという報道もされているところでございます。はい。

そうしましたら36ページの中ほどになります。その中で要支援・要介護認定者数の状況でございます。これも前年度の決算時点と比較でございます。合計欄、令和3年度末4年3月現在が1万914名、こちらが現在、12月の現状でございますけれども、1万1,053名ということで、プラス139人、増減率がプラスの1.27%ということでございます。要支援・要介護の分類別は御覧のとおりでございます。これも第8期の計画は毎年2.6%程度増えていくだろうという

ことでございますけども、先ほど説明させていただきました人口の伸びがないという状況なので計画の半分程度の伸び率というふうになってございます。そういう中で、一番下、主要な介護サービスの状況ということで、決算ベースで数字を並べております。こちらと併せまして横長の所属別事業一覧の94ページと併せまして説明をさせていただきます。所属別事業一覧でいきますと4番になります。介護サービス等諸費でございます。36ページ縦長で行きますと一番下の表の一番上でございます。こちらが2月補正5億3,600万7,000円の減額ということになってございます。事業費実績見込みによる減ということでございます。先ほども説明させていただきました認定者数の伸びがちょっと低いということで、実績で減額というふうになってございます。ちなみにですけども、年度決算ベースで比較してみますと、4年度の見込みでいきますとプラスの2.9%というふうな数値になってございます。

続きましてその下、5番介護予防サービス等諸費でございます。こちらはプラスの1,185万5,000円の増額の補正予算となっております。こちらは先ほど要支援・要介護認定者数の状況をお話させていただきましたけども、その中でも要支援1の方、一番軽度な部分でございますけども、こちらのほうがプラス10.39%の伸びということで今年度顕著な伸びをしております。その影響もあって、事業費実績が延びております。決算ベースで行きましてもプラスの2.62%というような推移になってございます。

続きまして所属別事業一覧1枚めぐりまして95ページ、上から2番目10番でございます。訪問型・通所型サービス事業費でございます。従来のデイサービスとか、ヘルパーさんの事業が総合事業に移行した部分でございます。こちらは4,817万7,000円の減額補正ということになってございます。こちら決算ベースで行きますとプラスの0.18%の増と微増程度となっております。要支援の方自体は認定者数伸びているということで、先ほど通常の予防給付のほうはプラスの補正とさせていただきますけども、総合事業のほうにつきましては減額というふうになってございます。やはり訪問看護であるとか、訪問リハビリとか、福祉用具等利用される方は予防給付のほうになりますので、そちらのほうのほうが多いのかなというような印象を受けております。

続きまして、ここからは所属別事業一覧のほうで説明をさせていただきます。95ページ12番でございます。おたっしや教室事業費でございます。281万5,000円の減額補正でございます。高齢者の運動等の教室でございますけども、やはりコロナ禍ということもございまして。実績参加者数が予算に対して減ったということでございます。実績ベース見ますと、大体令和3年度と同程度の参加者数を見込んでおりますが、281万5,000円の減額ということでございます。2つ下14番在宅医療介護連携推進事業費、事業運営費でございます。642万4,000円の減額でございます。こちらは鳥取県東部医師会のほうに委託しております在宅医療介護連携推進事業の委託料でございます。こちらにつきましては、東部医師会のほうに鳥取県の地域医療介護総合確保基金、こちらのほうが交付決定されたということもございまして。こちら500万円ございましてその分プラス実績見込みの減ということで642万4,000円の減額補正ということにさせていただきます。

その下、15番認知症地域支援・ケア向上事業費でございます。459万6,000円の減額という

こととございます。こちらは委託しております各包括支援センターに認知症地域支援推進員を配置していただく人件費の経費でございます。10包括でございますけども、今現在配置できなかったのが8包括ということで2名分の減員でございますし、年度当初から比べますと、途中で配置になった包括もございますので、その辺の月分の減額も含んでございます。そちらでございますので、未配置の地域の支援だとか、あと、鳥取市全体の支援も含めてで全体を見ていただくような支援員さんの配置を1名増員して全市域対応してございます。そちらの増額分も含めまして459万6,000円の減額ということになります。

めぐりまして96ページの一番上、16番でございます。認知症初期集中支援推進事業費でございます。こちら認知症初期集中支援チームということで、疑いがある方とか、初期の段階の方、早期から関わり続けてよりよい支援につなげていこうという事業でございます。こちら先ほど説明いたしました認知症地域支援推進員さんが中心となって行う事業ということで、そちらの人件費の委託料を按分して計上しております。こちら10名の予定が8名で2名減ということで910万6,000円の減額補正というふうにさせていただいております。同じく96ページ、19番でございます。家庭介護用品購入費助成費でございます。要介護4、5の方を在宅で介護しておられる同居家族への介護用品購入費の助成、市民税非課税世帯が対象の事業でございます。こちらのほうも予算では91名の予定としておりましたけども、見込みとして79名程度で見込めたということで128万3,000円の減額ということにさせていただいております。

最後になります。めぐりまして97ページ23番でございます。介護相談員派遣事業費でございます。399万8,000円の減額でございます。こちら安心相談介護員さんを介護の事業所へ派遣しまして、利用者の不安・不満の解消を図るとともに事業者の質的向上を図る事業でございます。こちらやはりコロナの影響でやはり事業所さんのほうからなかなかそういう相談員さんの中に入れるということが難しいという状況が昨年度からずっと続いております。相談員さんの活動時間ですけども、当初予算では延べで2,550時間見込んでおりましたけども、実績見込みでは772時間ということで約3割程度しか活動ができなかったということでございます。こちらで399万8,000円が減額ということになってございます。説明は以上になります。

◆**星見健蔵委員長** はい、説明をいただきました。本案につきまして委員の皆様から質疑ございますか。岩永委員。

◆**岩永安子委員** 15番と16番の事業との関係で認知症地域支援員さんが配置できなかったことで、事業活動がどうだったのかというような辺は、どういうふうに総括していらっしゃるでしょうか。

◆**星見健蔵委員長** 橋本次長。

○**橋本 渉次長兼長寿社会課長** 長寿社会課橋本です。この認知症地域支援推進員ですけども、先ほども説明させていただきました未配置の地域のフォローという意味合いで、鳥取市全体、その地域も含めて全体をフォローしていただくような支援員さんを1名増員をさせていただいております。その方がそれぞれの圏域のフォローと併せまして鳥取市の中央包括支援センターのほうにも法人さんからの出向の職員1名、これとは別に認知症地域支援推進員ということで配置もしております。その両名で不足地域の活動をしっかりやっておりますので、その辺は大

丈夫ですし、認知症初期集中支援のほうですけども、その未配置地域でも初期集中支援チームを配置をして活動は、数はなかなか配置の包括とは比べては少ないですけども、活動はできておるといふ現状でございます。以上です。

- ◆**星見健蔵委員長** はい、そのほかよろしいですか。それでは以上で質疑を終了します。討論ございませんか。よろしいですか。討論なしと認め討論を終結します。これより議案第25号令和4年度鳥取市介護保険費特別会計補正予算（第4号）を採決します。本案に賛成の方は挙手願います。

[賛成者挙手]

- ◆**星見健蔵委員長** はい。挙手全員と認め本案は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

議案第29号令和4年度鳥取市後期高齢者医療費特別会計補正予算（第2号）（説明・質疑・討論・採決）

- ◆**星見健蔵委員長** 次に議案第29号令和4年度鳥取市後期高齢者医療費特別会計補正予算（第2号）について説明をお願いいたします。蔵増次長。

○**蔵増祐子次長兼保険年金課長** はい。保険年金課蔵増でございます。後期高齢者医療費特別会計の補正予算について御説明申し上げます。横長の所属別事業一覧102ページが該当の箇所になります。後期高齢者医療特別会計につきましては、合計4,934万6,000円の増額補正予算を計上をさせていただいております。1番～4番項目を上げさせていただいておりますが、このうちの4番でございます。後期高齢者医療広域連合納付金でございます。5,193万2,000円を計上をさせていただいております。鳥取県の後期高齢者広域連合が行います後期高齢者医療に要する費用に充てるため、各市町村がそれぞれ保険料を集めまして一般会計から繰入れをします保険料軽減の基盤安定負担金と合わせて広域連合のほうに納付をするものでございます。保険料収入が増となる見込みとなったため、増額補正予算を計上をさせていただいております。以上でございます。

- ◆**星見健蔵委員長** はい、説明をいただきました。本案について委員の皆様から質疑ございませんか。よろしいですか。はい、坂根委員。

- ◆**坂根政代委員** はい。確認をさせていただきたいと思いますが、先ほどの36ページの資料を見ましたら、75歳以上が804人増ということになっていますね、人口で言いますと。これに関わって、この人数が増えたがゆえに実際補正額も増えたという理解でよろしいでしょうか。

- ◆**星見健蔵委員長** 蔵増次長。

○**蔵増祐子次長兼保険年金課長** はい。保険年金課蔵増でございます。人数の増というのが令和4年以降団塊の世代が後期高齢者のほうへ移行し始めまして、かなりの人数の方が移行されております。大きくは人数が増となったことによる要因だと思っております。

- ◆**坂根政代委員** はい。ありがとうございました。

- ◆**星見健蔵委員長** はい。よろしいですか、そのほか。はい。それでは質疑を終了します。討論ございませんか。よろしいですか。はい。討論なしと認め討論を終結します。これより議案第29号令和4年度鳥取市後期高齢者医療費特別会計補正予算（第2号）につきまして採決します。

本案に賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

◆星見健蔵委員長 はい。挙手全員と認め本案は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

議案第42号鳥取市指定障害児通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部改正について（説明）

◆星見健蔵委員長 それでは続いて先議分以外に入ります。議案第42号鳥取市指定障害児通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部改正についての説明をお願いいたします。山形室長。

○山形孝史地域福祉課指導監査室室長 はい。失礼します。そういたしますと議案第42号の御説明申し上げます。附議案につきましては定例会附議案のページ29ページを御覧いただき、また、そのほかの説明資料といたしまして別冊資料2のページ3ページ～9ページを御覧いただきたいと思っております。それでは御説明申し上げます。よろしいでしょうか。はい。すみません。そういたしますと、まずこの条例の改正の目的といたしまして、児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準、これは平成24年に厚生労働省令が出ているんですが、この一部が昨年11月に改正されたことに伴い、鳥取市指定障害児通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例、これは令和元年の鳥取市条例第2号でございますが、この条例の一部を改正することを目的といたしております。

改正の内容でございます。まず1点目でございますが、改正内容の（1）であります。保育所等の児童と児童発達支援事業所に入所している障がい児を交流させるときは障がい児の支援に支障がない場合に限り、児童発達支援事業所の障がい児の支援に直接従事する職員を保育所等の児童の保育の併せて従事させることができることとしますということです。2点目でございます。（2）の指定児童発達支援事業者は、指定児童発達支援事業所ごとに障がい児の安全の確保を図るために安全計画の策定等を講じることとします。3点目でございます。指定児童発達支援事業者は、障がい児の事業所外での活動又は通所のための送迎を行うため、自動車を運行するときは、乗降時に障がい児の所在を確認するほか、ブザーその他の車内の児童の見落としを防止する装置、ブザー等でございますが、を備付けなければならないこととします。それから4点目でございます。民法の一部改正に伴い、指定児童発達支援事業者等に係る懲戒に係る権限の濫用禁止の項目を削ることとします。5番目はその他全体通して所要の整理を行うこととしております。

施行日につきましては、令和5年4月1日から施行することとします。ただし、懲戒に係る権限濫用禁止の項目、削るものにつきましては交付の日から施行することとします。それから障がい児の安全確保を図るための安全計画の策定等につきましては、令和6年3月31日までは努力規定といたしまして経過措置を設けることとします。それから同じく車のブザー等を備えることが困難な事情がある時は同じく令和6年3月31日までの間、別の代替措置を講じることとし、経過措置を設けることとしますということです。条文の新旧につきましては新旧対照表を御覧いただけたらと思っております。以上です。

- ◆**星見健蔵委員長** 説明いただきました。本日の委員会では説明のみとなっておりますが、委員の皆様で聞き取りにくかった点や字句の確認等ございませんか。よろしいですか。

議案第43号鳥取市国民健康保険条例の一部改正について（説明）

- ◆**星見健蔵委員長** それでは続きまして議案第43号鳥取市国民健康保険条例の一部改正について説明をお願いいたします。蔵増次長。

○**蔵増祐子次長兼保険年金課長** はい。保険年金課蔵増でございます。鳥取市国民健康保険条例の一部改正について御説明を申し上げます。附議案のほうは33ページ、34ページでございます。本日の資料2のほうでは10ページからが資料とさせていただきます。こちら10ページのほうを御覧いただきながら御説明をさせていただきたいと思っております。このたびの改正につきましては、国民健康保険法施行令の一部改正に伴いまして、国民健康保険料に係る賦課限度額の引上げ及び保険料軽減の基準の改訂を行うとともに、健康保険法施行令の一部改正に伴いまして出産育児一時金の支給額を改定するほか、雇用保険法施行規則の一部を改正する省令の交付に伴いまして特例対象被保険者等に係る届出の手続を見直すことを目的としております。

改正の内容につきましては4点でございます。1点目でございます。条文の5条の2関係でございますが、出産育児一時金の支給額の改訂でございます。被保険者が出産をされたときに、出産に要する経済的負担を軽減するために支給されるものでございます。出産育児一時金は図を書かせていただいておりますが、2層のようになっておりまして、本来、本人に給付される部分、図でいうと下の下層部分でございますが、これに産科医療補償制度の加入の医療機関等で出産された場合には掛金相当額、図の上の部分1万2,000円が加算をされます。出産育児一時金は妊娠12週以上の分娩に対して給付をされますけれども、22週未満の分娩であったり、海外出産や産科医療補償制度に加入をしていない医療機関等で出産された場合は、産科医療補償制度の対象の分娩とならず下層部分のみの給付となります。

今般、社会保障審議会医療保険部会におきまして、出産育児一時金の額は令和4年度の全施設の出産費用の平均額の推計等勘案をして、令和5年度から全国一律で50万円に引き上げるべきとされたことを踏まえまして健康保険法施行令が改正をされたものでございまして、出産育児一時金が現行の40万8,000円から48万8,000円に引き上げられたことに伴いまして、本市の国保条例のほうも改正をさせていただくものでございます。

2点目でございます。賦課限度額の見直しでございます。14条の6の11、18条第3項関係でございます。国民健康保険料の後期高齢者支援金分を現行の20万円から2万円引き上げまして22万円に改正をさせていただくものでございます。基礎賦課分65万円、介護納付金分17万円は据え置きされますので、現行の102万円から104万円となる見込みでございます。3点目でございます。第18条関係でございます。国民健康保険料の軽減判定の基準の見直しでございます。保険料を決定するに当たりましては、国の定める基準所得を下回る世帯につきましては、保険料の均等割と平等割が軽減をされます。今回の見直しは5割軽減と2割軽減の対象となる世帯の軽減判定の所得において、被保険者数に乗すべき金額が引上げをされるものでございます。5割軽減につきましては28万5,000円を29万円に、2割軽減は52万円を53万円に改正

をされるものでございます。

4点目でございます。特例対象被保険者の届出事務の見直しでございます。第23条の2関係でございます。特例対象被保険者は非自発的失業者の国民健康保険料の軽減対象になる方のことをいいます。非自発的失業者に係る保険料軽減は失業者のうち、倒産や解雇など自分の意志によらず突然職を失ったような失業者につきまして、失業時からその翌年度までの間、保険料の算定に当たりまして、前年所得の給与所得を100分の30とみなすことによりまして保険料を軽減する制度でございます。対象となる方は雇用保険受給資格者証、公共職業安定所が発行するものでございますが、これにより把握をしているところでございますが、このたび雇用保険法施行規則の改正に伴いまして本人の希望に応じましてマイナンバーカードを公共職業安定所に提示をされますと雇用保険の受給資格の確認を受けた方に対しましては、雇用保険受給資格通知が交付されることが可能となったものでございます。これを踏まえまして非自発的失業者に係る国民健康保険料の軽減対象を把握する際に、この雇用保険受給資格通知でも届出事務ができるように見直すものでございます。令和5年4月1日からの施行予定とさせていただいております。新旧対照表につきましては11ページ～15ページまで載せております。また御確認いただければと思います。以上でございます。

- ◆**星見健蔵委員長** はい、説明いただきました。本日の委員会では説明のみとなっておりますが、委員の皆様で聞き取りにくかった点や字句の確認等ございませんか。よろしいですか。

令和5年陳情第4号「物価高騰に見合う年金額引き上げの意見書提出」についての陳情（質疑・討論・採決）

- ◆**星見健蔵委員長** それでは続きまして陳情審査に入ります。令和5年陳情第4号物価高騰に見合う年金額引き上げの意見書提出についての陳情について、委員の皆様から質疑、御意見等ございませんか。岩永委員。
- ◆**岩永安子委員** この陳情書に鳥取県の年金総額は47都道府県の最下位ですが、その年金額は県民所得に占める割合は最下位ですというふうにありました。鳥取県の年金額ってどれくらいなのかと思って調べて見ましたら、令和元年の資料で、鳥取県が12万7,009円というふうになっていました。鳥取市もこの年金額の平均とかいうような数値などが分かるのかどうかということと、鳥取市民で年金額の平均が分かるのかということと、それから所得に占める割合が高い、つまり高齢者が多いから所得に占める割合も高いというふうに書かれているんですが、鳥取市民もそういうことで間違いないかとか、何か占める数値やなんか分かるものがあるのかないのか、そこら辺教えていただけますか。もし分かれば。
- ◆**星見健蔵委員長** 執行部のほうでどなたか、蔵増次長。
- 蔵増祐子次長兼保険年金課長** 保険年金課蔵増でございます。鳥取市民でという情報は持っておりません。多分議員さんのほうで調べられた内容と似たような形ではないかと、県レベルまでしか分かりませんでした。はい。令和2年度の、
- ◆**岩永安子委員** 令和2年。
- 蔵増祐子次長兼保険年金課長** はい。厚生労働省年金局が発行された資料でございますが、鳥

取県でございますから、平均年金額っていうのを出示されておまして、令和2年度末現在と記されておりますが、平均で厚生年金の方が12万7,306円、国民年金の方が5万8,498円というふうに出されております。それからもう1点何でしたか、すみません。

◆岩永安子委員 県民所得に占める年金の割合というか、がやっぱり高いというふうには書いてありますが、鳥取市民もそういう認識で間違いのないのかなということ。

◆星見健蔵委員長 蔵増次長。

○蔵増祐子次長兼保険年金課長 保険年金課蔵増です。先ほどと同じで鳥取市がどうかということとは把握ができておりません。鳥取県の状況でございますけど、厚生労働省のホームページで少し前のこれは情報なのだと思います。平成の時代だとは思いますが、県民所得に対して17.5%の割合を占めているという形になっておりますので、全体ではないかと思えます。高齢者のという形ではちょっと把握ができない形になります。以上でございます。

◆星見健蔵委員長 そのほか、坂根委員。

◆坂根政代委員 はい。12 ページ参考という、陳情書の3枚目に参考というところがあります。少し教えていただきたいんですが、この参考の文章の2各自治体において年金額の引上げが地域経済に好影響を及ぼすことを考慮し、必要な財源の確保について特段の配慮（例として国民年金法による年金積立金の活用などを行うことと）こういう記述がありますが、年金積立金っていうのは、市にはないというふうに思っておりますし、それで間違いがないかということと併せて特段の配慮にあるような例としてこれは1例上がっておりますが、そのほか活用できるものがあるのかどうなのか、よく分からないので教えてください。

◆星見健蔵委員長 蔵増次長。

○蔵増祐子次長兼保険年金課長 保険年金課蔵増でございます。議員がおっしゃられるとおりに市にはございません。国で持っておられるものことだと推察をいたします。これを活用して先ほどの岩永議員さんのお話にもありますけれども、年金が県民所得に占める割合が2割近くあるということがありますので、年金が上がれば経済に好影響が及ぶのではないかなというように書かれているんだとは思いますが、そのほかの何か使ってということは、申し訳ございません。私のほうではちょっと把握はできておりません。

◆坂根政代委員 ありがとうございます。

◆星見健蔵委員長 そのほかございませんか。そのほか、寺坂委員。

◆寺坂寛夫委員 はい。この陳情ですけど、非常に難しい問題でしてね、公的年金制度自体が若い人に、若者世代、今の世代が年金者の高齢者の方を見るという公的年金制度で、確かに高いほうがいいでしょうし、物価でいろいろその点もあるでしょうし、また、その見返り、上がった分を何百億っていうか、何千億なるでしょうしね、全国で、その辺の財源ということも出でくでしょうし、なかなか難しい問題、まだまだちょっといろいろこの引上げについてとか、あらゆる面でちょっともう少し勉強、探究してみたいなという気もありますけどね、その辺で、今回結論はまだあれでしょうけど、できればこの今回のほうのこの後半の委員会でもちょっと話ができたと思いますけど、どうでしょうか。

◆星見健蔵委員長 そのほかの方いかがでしょうか。はい、谷口委員。

- ◆谷口明子委員 はい。谷口です。私もまだまだ勉強不足ではありますが、この年金制度を維持していくためにも、物価が下がった場合年金も下がるってところで、物価が上がれば年金が上がるってところでもありますけれども、ここにも書いてありますが、そのマクロ経済スライドの関係で物価が下がったときにはそのまま据置きをするっていうことがあって、今、確かに物価がとても上がっているの、上げていかないと本当に生活が大変だっていうところもあるのはとても分かります。ですが、ただ、それを変えてしまうとまた、将来の年金の受給に影響してくるのではないかなって思いまして、ちょっとまだ検討させていただいて、後半の委員会のほうでと私も思います。はい。以上です。
- ◆星見健蔵委員長 はい、坂根委員。
- ◆坂根政代委員 はい。私も後で後半のほうでもう少し意見を深めたいなと思っておりますが、趣意は賛同なんですけれども、趣意は賛同なんです、この陳情には実際現行の年金額改定ルールと書きながら、公的年金制度を変えなければならないようなことも含まれておまして、趣意は賛成だけど、制度と今回の趣意とがごっちゃになっているのではないかというふうに感じましたので、しっかりと議論していかなければならないと思いました。以上です。
- ◆星見健蔵委員長 はい、西村委員。
- ◆西村紳一郎委員 はい。私も中山間地の出身なんです、中山間地域の高齢者で農業営んでいらっしゃる方が電気代等の高騰で大変生活費が逼迫しているということでございまして、零細農業しながら農業収入が上がらないために年金からその農業支出を賄っているような現状、お話を聞く中で、やはりこの年金額の見直しというのは、とは思いますが、ただ、この文面審査ということになって中身を見る限りにおいては、ちょっともう一度もっと深く検討すべきと思ひまして、私も次回にということ考えております。以上です。
- ◆星見健蔵委員長 そのほかの方では。はい、岩永委員。
- ◆岩永安子委員 私も後半の委員会でいいと思います。年金のこういう陳情が出たのも私は初めて経験いたします。それだけ切実な状況になってきているということだと思いますので、しっかり討論できるように精査する時間をいただきたいと思ひます。
- ◆星見健蔵委員長 よろしいでしょうか。大体皆さんの意見は後半の委員会で改めて審査をするということのようであります。それでよろしいでしょうか。はい。それではそういうことで、後半の委員会で改めて審査をするということにしたいというふうに思ひます。よろしくお願ひいたします。
- ◆星見健蔵委員長 それでは福祉保健委員会を一旦終了し、予算審査特別委員会福祉保健分科会を開催します。

予算審査特別委員会福祉保健分科会に切替え 午後2時5分 休憩

福祉保健委員会に切替え 午後3時18分 再開

【健康こども部】

- ◆星見健蔵委員長 若干時間が延びてしまって申し訳ございませんが、ただいまから福祉保健委

員会を再開いたします。本日の日程でございますが、まず先議分の議案説明、質疑、討論、採決を行い、先議以外の議案の説明、陳情審査、その他の報告、続いて令和5年度の当初予算の説明という流れとしております。令和5年度当初予算につきましては予算審査特別委員会での審査となっておりますので、委員長の宣告により配布のレジュメのとおり福祉保健委員会と予算審査特別委員会福祉保健分科会の切替えを行いますので御承知ください。

なお、質疑及び説明、答弁は簡潔にさせていただきますよう、執行部及び委員の皆様をお願いいたします。それではまず初めに橋本健康子ども部長に御挨拶いただきたいと思います。

○橋本浩之健康子ども部長 はい。失礼いたします。健康子ども部の橋本でございます。よろしく申し上げます。そうしましたら健康子ども部に関わる議案でございますが、福祉保健委員会分6件、それから予算審査特別委員会福祉保健分科会分2件でございます。福祉保健委員会分として、まず先議分といたしまして令和4年度の補正予算が2件、議案第19号の令和4年度鳥取市一般会計補正予算（第10号）に係る分、それから議案第31号令和4年度鳥取市母子父子寡婦福祉資金貸付事業費特別会計補正予算（第1号）に係る分、事業の決算見込み等に基づきまして補正予算を計上させていただいております。健康子ども部に関わるこの一般会計の分ですが、総額1億9,649万5,000円、それから特別会計分の母子父子寡婦福祉資金貸付事業費特別会計は3,715万7,000円の増額補正を提案させていただいております。

続きまして先議分以外といたしまして、附議案が4件ございまして、議案第37号鳥取市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正につきまして、それから議案第38号鳥取市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正につきまして、議案第40号鳥取市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正につきまして、それから議案第41号鳥取市認定子ども園に関する条例の一部改正について、以上6件のほか、その他の報告が2件ございます。

次に予算審査特別委員会福祉保健分科会分といたしまして、令和5年度の当初予算については2件でございます。議案第1号の令和5年度鳥取市一般会計予算、それから議案第14号令和5年度鳥取市母子父子寡婦福祉資金貸付事業費特別会計予算、このうち、健康子ども部に係る一般会計予算につきましては187億9,070万円を計上させていただいております。一般会計の予算の総額が1,002億円でございますので、このうちの18.8%を占めているということになります。

一般会計の主な内容といたしましては私立の保育園運営費として55億8,798万6,000円、それから感染症対策推進事業費として6億613万6,000円、そして健康診査費として4億3,890万1,000円となっております。また、特別会計分といたしまして母子父子寡婦福祉資金貸付事業費特別会計におきましては7,212万1,000円となっております。詳細につきましては各担当の課長、所長、室長から説明申し上げますのでよろしくお願い申し上げます。

それから12月の定例会の際に欠席をさせていただいた職員がおりますので、冒頭に自己紹介、御挨拶をさせていただいた後に議案の説明に入らせていただきますのでよろしくお願い申し上げます。私からは以上でございます。よろしく申し上げます。

○中林琴美健康子ども部統括保健師 失礼いたします。そうしますと自己紹介ということでさせ

ていただきたいと思います。私は健康こども部統括保健師の中林と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

○**稲田すなお保健医療課新型コロナワクチン接種対策室長** 失礼いたします。新型コロナワクチン接種対策室の室長の稲田と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

○**谷口和子保健医療課参事** 保健医療課参事谷口と申します。よろしくお願いいたします。

○**岡部孝志保健医療課参事** 失礼します。同じく保健医療課参事の岡部です。よろしくお願いいたします。

○**玉川陽子保健医療課心の健康支援室長** 失礼いたします。保健医療課心の健康支援室室長の玉川と申します。よろしくお願いいたします。

○**濱田寿之保健医療課新型コロナワクチン接種対策室室長補佐** 失礼いたします。新型コロナワクチン接種対策室室長補佐の濱田と申します。よろしくお願いいたします。

○**小宮 覚健康・子育て推進課課長補佐** 失礼いたします。健康・子育て推進課課長補佐の小宮と申します。よろしくお願いいたします。

◆**星見健蔵委員長** よろしくお願ひします。それで、谷口参事におかれましてはお忙しいということで退席をとということでもありますので、自由に退席していただいたらよろしいです。お疲れでございました。

議案第19号令和4年度鳥取市一般会計補正予算（第10号）のうち所管に属する部分（説明・質疑・討論・採決）

◆**星見健蔵委員長** それでは議事に入ります。議案第19号令和4年度鳥取市一般会計補正予算のうち、本委員会の所管に属する部分の説明をお願いいたします。竹内副所長。

○**竹内一敏副所長兼保健総務課長** はい。保健総務課の竹内です。それでは健康こども部の2月補正予算を説明させていただきます。説明はA4横長の資料の令和4年度2月補正予算案所属別事業一覧という資料がお手元に配布されていると思います。それを使って説明をさせていただきます。はい。健康こども部は27ページからになります。こども家庭課からその順番に説明をさせていただきます。

◆**星見健蔵委員長** はい、山下次長。

○**山下宣之次長兼こども家庭課長** はい。こども家庭課の山下です。それでは令和4年度鳥取市一般会計補正予算（第10号）の所管に属する部分につきましてお手元の2月補正予算所属別事業一覧で御説明させていただきます。まず、28ページの217番と、少し飛びますが30ページの231番と233番ですね、過年度分の国県支出金返還金ということで増額の補正を上げておりますが、これは全て前年度であります令和3年度の事業費の実績報告による精算に伴いまして、国又は県への補助金交付金の返納額が確定したことによりまして返還金の増額補正予算として計上させていただいております。

続きましてちょっと28ページに戻っていただきまして、28ページの215番ですね、児童館運営費でございます。コロナ克服・新時代開拓省庁分360万円の増額補正を計上いたします。国の令和4年度第2次の補正予算が成立しまして保育所等における新型コロナ感染症防止対策

として衛生用品等の補助が前年度に引き続き継続して計上されました。指定管理施設であります児童館12館の感染予防対策のため、職員が感染症対策の徹底を図りながら事業を継続して実施していくための経費として、マスクや消毒液、ペーパータオル等の衛生用品等購入費用に充当する補助金として1か所当たり30万円、12か所で計360万円を計上いたします。財源として国の保育対策総合支援事業費補助金2分の1のほか、新型コロナウイルス感染症対策地方創生臨時交付金を充当いたします。

続きまして30ページの229番御覧いただけますでしょうか。はい。こちらも保育環境改善等事業費3,430万円の増額補正を計上いたします。こちらは公私立の保育園、幼保連携型の認定こども園、地域型保育事業所、こちら地域型保育事業所というのは定員が19人以下、3歳未満児の保育事業所になります。それ等の感染予防対策として児童館と同様に、衛生用品等の購入費用として1か所当たり30万円～50万円、計3,430万円を計上いたします。対象の施設は合計して79施設になります。内訳としましては公立の保育園にはマスク、消毒液等の衛生用品等の購入費用として1,040万円、私立の保育園、幼保連携型の認定こども園等には民間保育施設となりますので、補助金として2,390万円になります。

なお、1か所当たり30万円～50万円と御説明しましたが、園児の定員数で補助基準が定まっております。定員が19人以下の園で30万円、20人以上59人以下で40万円、60人以上で50万円ということになっております。財源につきましては児童館と同様に国の補助金2分の1のほか、地方創生の臨時交付金を充当いたします。

同じく30ページの230番地域子ども・子育て支援事業費2,457万6,000円増額補正を計上いたします。こちらは保育園で行われる延長保育ですとか、子育て支援センター等地域子ども・子育て支援事業を実施する保育施設のこちら感染予防対策として衛生用品等の購入費用1か所当たり15万円～30万円、合計2,457万6,000円を計上いたします。事業ごとの内訳ですが、地域子育て支援拠点事業、子育て支援センターですが、14か所420万円、病児保育事業が6か所で180万円、延長保育事業と一時預かり事業合わせて70か所、1,827万6,000円、ファミリーサポートセンターの実施の子育て援助活動支援事業が1か所30万円ということでございます。

補助の基準ですが、延長保育事業は、先ほどの保育園の定員ごとの基準の2分の1でありますので、1か所当たり15万円～25万円まで、その他の事業は1か所当たり30万円という基準になっております。財源としましては国の補助金が3分の1、県の補助金が3分の1、地方創生臨時交付金を3分の1充当いたします。

続きまして31ページの234番を御覧いただけますでしょうか。こちら幼稚園一般管理事務費140万円の増額補正を計上いたします。こちらは鳥取市立の幼稚園3園の感染予防策として保育園と同様に衛生用品等の購入費用ということで、定員に応じて1か所当たり30万円～50万円、計140万円を計上いたします。財源につきましては県の補助金であります教育支援体制等事業費補助金2分の1のほか、こちら地方創生臨時交付金を充当いたします。

続きまして28ページに戻っていただけますでしょうか。220番の一番下の市立保育園運営費であります。こちらの本事業は令和4年9月に他県で起きました園児の送迎用バスで起きた園

児置き去り事件を受けて、国が子どものバス送迎安全徹底プランというものを10月に取りまとめられまして、12月には送迎用バスの置き去り防止を支援する安全装置のガイドラインというのを策定されました。こういったことを受けまして、そのガイドラインに沿って公立保育園が保有する園児用送迎バスに安全装置を設置するための予算を計上させていただきます。公立保育園ですね、河原支所管内に河原保育園というのがございますが、そちらに2台、気高支所管内の浜村保育園、ひかり保育園に1台ずつ、青谷支所管内のすくすく保育園に1台の計6台分、1台当たり33万1,000円、計198万6,000円を計上いたします。設置費用につきましては全額国の補助でありまして、国の通知では1台当たり17万5,000円の基準額が示されたところがございますが、国の補助金交付要綱等がまだはっきりと示されていないということから、本市では業者からの見積り単価を参考として予算計上をさせていただきました。

義務づけとなる安全装置につきましては、エンジン停止後に運転者等に置き去りされた園児がいらないか確認を促すアナウンスが流れる降車時確認式の装置、あるいはセンサーにより社内に置き去りにされた園児を検知する機能を持つ自動検知式の装置、またはそれら両方の機能を持ち合わせたものということですが、いずれも送迎用バスの置き去り防止を支援する安全装置のガイドラインに示される要件を満たす必要がございます。園児送迎バスの安全装置の義務化につきましては、国の児童福祉施設の設備及び運営に関する基準等の省令改正に併せまして、この後議案として提案をさせていただきます。関連する条例の改正案で4月1日施行、経過措置で令和5年度末までとしておりまして、予算につきましても全額翌年度に繰越しをさせていただきますが、翌年度以降可能な限り早期の設置に努めてまいります。

続きまして29ページの224番私立保育園業務効率化推進事業費でございます。こちらも公立保育園同様に、私立保育園が保有する園児用送迎バスに安全装置を設置する経費のほか、園外保育等の際に使用する置き去り防止用小型発信機、通称安心見守りタグといったようなもののようですが、その導入を希望する園に対して導入経費の補助を行うものでございます。バスの安全装置は対象となる園が9園で22台、728万2,000円、小型発信機は希望のあった園ということで15園が対象で240万円、計968万2,000円を計上いたします。財源の内訳ですが、バスの安全装置は全額国の補助です。小型発信機は国が5分の3、市が5分の1ということで、残りの5分の1は事業者の負担ということになってございます。

続きまして29ページの226番豊実保育園・倉田保育園改築事業費でございます。豊実保育園・倉田保育園改築事業につきましては12月議会でも契約の議決をいただいて御承認をいただいたところですが、デザインビルド方式による事業として6月の補正予算で設計費と地質調査と測量費の予算措置をいただきました。それで、建設の工事費等旧園舎の解体設計費、解体工事費全体事業費含めましては令和5年度～6年度にかけての債務負担行為の承認もいただきまして、公募型のプロポーザルを経まして12月の議会で本契約の承認をいただき契約締結をいたしました。

豊実の保育園につきましては、当初実施設計が年度末までに完成するという業者からの提案が出される可能性も想定をいたしまして予算のほう計上しましたが、設計の完了がやはり翌年度にずれ込むことになったために、本年度の出来高払いとして560万円を除いた分を予算額を

減額をしまして、その代わり令和5年、6年度の債務負担行為の額を増額をさせていただきます。

倉田保育園も同様に設計完了が翌年度にずれ込むことになったんですが、出来高払い分 890 万を除きまして本年度の予算額を計上いたします。令和5年度以降は業者からの提案価格が債務負担行為の範囲内で収まるという見込みでありますので、このたび債務負担行為の額の変更はございません。また、事前の地盤変動調査の費用がちょっと増えました。173万2,000円、これを含めまして合計して1,362万円の減額補正とさせていただきます。その他のことも家庭課の事業につきましては事業費の実績見込みによる増減ということになります。はい。

なお、保育所等の感染症対策の経費であります、先ほど説明した215番の児童館の運営費と229番の保育環境改善等事業費、230番の地域子ども・子育て支援事業費、234番の幼稚園一般管理費事務費並びに園児送迎バスの安全対策等の経費であります230番の市立保育園運営費、224番の私立保育園業務効率化推進事業費は、国の補正予算に呼応するために前倒しで計上したものでございます。補正予算書でいいますと156～159ページと176ページ、177ページの繰越明許費というのがあるんですが、こちらの156ページの辺の繰越明許費、こちらに記載してありますとおり全額翌年度に繰越しをさせていただきます。

続きまして債務負担行為の変更について御説明をします。先ほど御説明をしました豊実保育園改築事業費の債務負担行為であります。資料のほうは84ページを御覧いただけますでしょうか。よろしいでしょうか。はい。設計費、建設工事費、旧園舎の解体設計費、解体工事費の全体事業費として上限額を3億6,649万8,000円、期間は令和5年度～6年度までの債務負担行為として財源内訳として起債が3億2,080万円として計上いたしておりました。設計費のうち、4年度内の出来高払いを除いて翌年度払いとしますと、当初設定していた債務負担行為の額が不足するため、不足額の520万2,000円を増額変更し、限度額を3億7,170万円に変更いたします。

なお、設計の変更は翌年度にずれますが、デザインビルドによる工期の短縮による事業完了の遅れの見込みはなく、12月でも御説明さしていただきました同年8月～令和6年2月までに園舎新築工事を実施し、3月には新園舎に引っ越し、令和6年度中には現存する旧園舎の解体と外構工事を実施する見込みということになっております。以上、子ども家庭課でございます。

◆星見健蔵委員長 森田所長。

○森田誠一子ども家庭相談センター所長 子ども家庭相談センター森田です。よろしくお願いたします。所属別事業一覧の31ページ3行目を御覧ください。ナンバー236子育て支援短期利用事業費でございます。この事業は仕事、疾病、家庭の事情等により一時的に家庭での養育が困難なとき、その養育を頼れる支援者のない保護者を支援するため、宿泊、日帰り、夜間などの一時預かりを児童養護施設である鳥取・青谷子ども学園や里親に委託しまして養育支援を行う事業です。このたびの補正理由につきましては、鳥取子ども学園の施設改修に伴う専任人員配置に係る支援補助金を予定していましたが、改修工事の遅れにより専任人員の配置を行わなかったことによる643万3,000円の減額補正をお願いするものです。

次にナンバー239 支援対象事業等見守り強化事業でございます。この事業は鳥取市要保護児

童対策地域協議会に登録した要支援児童及び地域から孤立しがちな子育て家庭や子育て不安を持つ家庭に対して家庭訪問による状況把握から配食、学習支援、生活指導などを子ども食堂を実施する事業者などに委託し、子どもの見守り体制強化を図っていく事業です。本年度の事業実績は現在までで4事業所、11家庭に対して支援を実施しています。このたびの補正理由につきましては事業の実績見込みに伴うものは693万9,000円の減額、また、令和3年度受入れを行った国庫補助金に完済する事業実績に伴う返還金として1,696万円の増額、合わせて1,002万1,000円の増額補正をお願いするものです。

その下でございます。ナンバー240 ヤングケアラー支援事業費でございます。この事業は当センター内にヤングケアラーコーディネーターとして会計年度任用職員を配置し、ヤングケアラーが疑われる児童に対し、家庭訪問などの実態把握により、医療、介護、障がいなどの関係機関と連携しながら、その児童と家庭の課題に対して必要な支援を実施していくとともに、ヤングケアラーに関する啓発の推進を行っていくものです。このたびの補正理由としては6月補正により職員2名の配置を予定しておりましたが、年度中途であったこともあり、9月からの1名のみ採用となったことによる123万2,000円の減額、また、ヤングケアラーに関するウェブ研修に係るテキスト代8,000円の増額、合わせて122万4,000円の減額補正をお願いするものです。

次に32ページ1行目を御覧ください。ナンバー241 母子生活支援施設運営費でございます。鳥取市大工町頭でございます母子生活支援施設つくしは、18歳未満の子どもを養育している母子やDV被害者などの生活上の問題を抱えた母親と子どもが一緒に入所し、専門的な職員による仕事や育児、健康、家族関係、将来の生活設計などの様々な心配事に対する相談や援助を行いながら生活安定のための自立を支援していく施設です。現在、定員が20世帯でございますが、現在18世帯52名が入所しており、社会福祉法人鳥取福祉会へ指定管理をお願いして運営をしています。このたびの補正理由については、母子生活支援施設の指定管理料は当該年度の措置費の実績により決定しており、利用実績見込みによる500万7,000円の増額、令和3年度受入れを行った児童入所施設措置費に対する実績に伴う返還金131万9,000円の増額及び社会的養護従事者処遇改善事業費の実績に伴う返還金3万3,000円の増額、合わせて635万9,000円の増額補正をお願いするものです。

次にその下のナンバー242 広域入所措置費でございます。これは市外の母子生活支援施設へ入居措置に要する経費ですが、実績見込みにより883万8,000円の減額補正をお願いするものです。当初では6世帯14名の見込みで予算化しておりましたが、現在の状況としましては3世帯7名ということでございます。次にその下のナンバー243 助産施設措置費でございます。これは生活保護世帯など、経済的問題から出産に関する入院費用を措置し、助産施設に支払う経費ですが、実績見込みにより91万7,000円の減額補正をお願いするものです。こちらにつきましては5人の予算でしたが3名の実績でございます。こども家庭相談センターは以上でございます。

すみません。補正予算書の13ページ、繰越明許費補正を御覧ください。こっちで説明、156ページのほうがいいのかな、156ページの3段目子育て支援短期利用事業費でございます。こち

らにつきましては負担金補助及び交付金で1,087万2,000円です。これは鳥取こども学園が実施する子育て短期支援専用居室の整備に要する費用に係る補助金として予定しておりますが、資材の物価高騰などによる整備工事を実施するかしないか、また、整備内容の検討などの協議に期間を要したため、繰越しをお願いするものです。こども家庭相談センターは以上になります。

◆星見健蔵委員長 平戸所長。

○平戸由美こども発達支援センター所長 はい。こども発達支援センター平戸でございます。よろしくお願いたします。こども発達支援センターのほうの御説明は事業一覧32ページを御覧ください。ナンバー245番若草学園管理運営費でございます。若草学園は鳥取市にあります児童発達支援センターということで発達支援に必要な就学前までの幼児さんが通われる通園施設というふうになっております。30名の園児さんが毎日通っていらっしゃいます。その中での増額補正といたしまして、67万6,000円を計上させていただいております。

計上した内容でございます。1つは事業費の実績見込みの増ということで、施設運営に係ります燃料費、光熱水費等の高騰に係る見込みの増ということと、もう1つは、送迎用バスの安全装置の設置経費ということで計上させていただいております。これは先ほどもこども家庭課のほうでもありました。同じように若草学園のほうも国の第2次補正予算で障害児通所支援事業所におきます子供の安全対策を強化するための送迎バスへの安全装置の装備が義務づけになったということに伴いまして若草学園にも通園バス1台ございます。そちらに安全装置を装備するものでございます。そちらのほうに33万1,000円計上させていただきたいと思っております。

ただし、この安全装置、先ほどからありましたが、実際の設置につきましては、次年度5年度の1年間の経過措置となっておりますが、若草学園のほうの通園バスのほうもできるだけ早期の装備での計画としておりますが、本設置に係る経費は繰越明許費としてこちらのほうも計上してございます。そちらのほうは先ほどの補正予算書の158ページに若草学園管理運営費という項目がございまして、掲載しておりますのは次のページ160ページにあります備品購入費にそちらの33万1,000円を計上させていただいております。その他の財源としては32ページにございますように、知的障害児通園施設の給付費の負担金ということで充てる予定にしております。説明は以上でございます。

◆星見健蔵委員長 竹内副所長。

○竹内一敏副所長兼保健総務課長 はい。保健総務課竹内です。保健総務課では所属別事業一覧の33ページになります。番号でいきますと248番看護職員実習指導者養成支援事業費です。この事業は看護職員の実習指導者を養成し、看護師養成所の実習先の確保につなげることを目的としておりまして、県が主催します看護職員実習指導者養成講習会に職員を受講させる医療機関等に対して受講者の受講期間の人件費の一部を補助するものでございます。

本市では講習期間中に受講者の代替職員が雇えない場合、医療機関に補助金を支給しております。今年度は10名の方の補助金申請がありまして、このたび16万7,000円の増額をさせていただくものでございます。はい。そのほかの保健総務課の事業につきましては事業費の実績

見込みによるものでございますので、説明は省略させていただきます。以上でございます。

◆星見健蔵委員長 雁長課長。

○雁長悦子保健医療課長 保健医療課雁長です。よろしく申し上げます。保健医療課は35ページ上から4段目264番で、保健所体制強化事業費コロナ克服・新時代開拓臨時交付金でございます。これは新型コロナウイルス感染症対応のための保健所体制強化に係る経費について増額するものです。保健所の体制強化につきましては本年度の感染拡大に応じてPCR検査の予約業務や陽性者コンタクトセンター業務などを外部委託するなど、保健所機能が維持できるよう体制確保に努めてきたところです。さらなる体制強化として、新型コロナウイルス感染症に関する電話相談窓口、主に療養証明に関する電話受付や東部地区接触者等相談センターの相談業務を派遣職員へシフトすることにより保健所職員や応援職員など、市職員の負担軽減を図るものでございます。補正額は1,506万1,000円で、財源の内訳は8割であります1,204万8,000円が地方創生臨時交付金、その他財源として寄附金が50万円、残りの251万3,000円が一般財源となっております。そのほか保健医療課ですけれども、事業実績見込みによる増減によるものです。

◆星見健蔵委員長 稲田室長。

○稲田すなお保健医療課新型コロナワクチン接種対策室長 はい。新型コロナワクチン接種対策室の稲田でございます。同じく35ページの266番新型コロナウイルスワクチン接種対策事業費でございます。令和2年度の事業費補助金の精算に伴う国への返還金2,098万7,000円の増額補正です。新型コロナワクチン接種については令和2年度12月以降予算計上した後、繰越処理をさせていただき、令和3年度から住民の方への接種を開始いたしました。その実績に伴う超過交付額の返還金でございます。また、繰越明許費について説明させていただきます。補正予算書の160ページを御覧ください。160ページ下段、新型コロナウイルスワクチン接種対策事業です。国はワクチン接種に係る予算について繰越しをすることとしており、本市においても継続して希望する方へのワクチン接種を実施するため、令和5年度のワクチン接種等財務処理に対応できるよう4億1,351万3,000円を繰越しさせていただくこととお願いしたいと思っております。ワクチン接種に係る経費につきましては、国費が全額充てられることとなっております。以上です。

◆星見健蔵委員長 小野澤次長。

○小野澤裕子次長兼健康・子育て推進課長 健康・子育て推進課小野澤です。事業別概要書ではなくて所属別事業一覧の37ページの274番です。施設管理費、健康・子育て推進課分です。このたびの補正では用瀬、佐治、鹿野の各保健センターの光熱水費の増額分、気高保健センターの玄関の天井の非常灯の修繕経費、同じく気高保健センターの電気・ガス料金の増額に伴う委託料の増額として243万1,000円の増額要求をしております。財源といたしましては臨時創生交付金、用瀬、鹿野保健センターにつきましては、施設を使用している社会福祉協議会からの負担金となっております。

続きまして275番職員費です。職員費につきましては、12月補正で増額補正させていただきましたが、その後、県民健康栄養調査、出産・子育て応援交付金事業の事務に係る時間外勤務

が見込みより多くこのたび383万7,000円の増額要求させていただいております。続きまして280番健康管理システム管理事業費です。健康管理システムで予防接種各種検診等について管理しております。当初予算で区内特別郵便システムを印字、印字するためのシステム改修の予算を計上させていただきましたけども、令和7年度に予定されています国のシステム標準化により使用できなくなる見込みがあるということが判明したため、改修のほうを中止したことに伴って42万9,000円の全額を減額するものです。

続きまして次の38ページ、284番286番です。本日お配りしております委員会資料の中の20ページ、うちの定例委員会の資料の20ページ、21ページのところに制度の資料を掲載させていただいております。284番不妊治療費等支援事業費、286番特定不妊治療費助成事業費です。この不妊治療関係の助成制度について御覧ください。不妊治療に係る医療費につきましては、令和4年の4月より医療保険の適用となっております。しかし、資料の（1）先進医療、（2）自費診療につきましては、医療費保険の適用となっております。そのため県と市では治療費について助成制度を設けております。それで、（1）のところの下のほうにあります県制度助成額と市の追加助成額、下の（2）の自費診療につきましては、②番の県制度助成額と市の追加助成額というのを記載しております。

それで284番につきましては、県制度の助成費及び令和4年3月31日までに治療を始められた方の国と県の助成費につきまして経費になっております。その経費につきまして、当初どの程度医療費保険を使った治療があるかということが見込めなかったために、このたび3,035万4,000円の減額をさせていただきました。286番の特定不妊治療助成事業費というのは、鳥取市が単独で助成を行っている経費について予算計上しております。それで、本年度利用のほうがかなり減っておりますして1,975万円の減額となっております。

続きまして資料のほう所属別事業一覧に戻って39ページの293番です。出産・子育て応援交付金事業費です。この事業は国の総合経済対策として2次補正予算で創設され、本年1月より支給を開始しております。この事業では妊娠8か月頃の妊婦の方にアンケートを実施し、支援が必要な場合には面談等による対応を行うことになっております。今回の補正予算では相談対応を行う助産師・保健師等の人件費、アンケート用紙等の印刷製本費、郵送料について180万9,000円の増額要求をさせていただきました。なお、財源につきましては、この事業国が3分の2、県が6分の1、市が6分の1となっており、この市の6分の1という財源の部分に地方創生交付金のほうの充当が可能なことにより、このたび財源更正のほうも行っております。なお、この事業につきましては、国の補正予算に呼応するための要求となっておりますして、予算書の158ページの中ほどの出産・子育て応援交付金事業ということで、繰越明許の予算のほうも計上させていただいております。健康・子育て推進課以上です。

◆星見健蔵委員長 山田課長。

○山田浩昭生活安全課長 はい。生活安全課山田でございます。生活安全課関係は所属別事業一覧39ページの294番でございます。飼い犬登録及び狂犬病予防事業費でございます。いわゆる狂犬病予防法に基づきまして飼い犬については登録、あるいは予防注射がいるということで、それで、その観察あるいは注射済み表の交付を獣医師会にお願いをしております。それで、当

初予定していた数よりかなり増えまして、委託料のほうも16万2,000円の増額をお願いしておりますのでございます。それで、それ以外の生活安全課関係の事業につきましては、いずれも事業費の実績見込みによる減でございますので、説明は省略させていただきます。以上でございます。

◆**星見健蔵委員長** はい、説明いただきました。本案につきまして委員の皆様から質疑ございますか。玉木委員。

◆**玉木裕一委員** 不妊治療のことでさっき言われていたんですけど、数って減ってきているんですか、市内の需要が。その辺をちょっと教えてください。

◆**星見健蔵委員長** 小野澤次長。

○**小野澤裕子次長兼健康・子育て推進課長** 健康・子育て推進課小野澤です。令和4年4月から医療費適用になりまして、正確な件数が実際把握できない状況になっております。本市に申請がありますのは、先ほど言われました保険適用にならない部分について件数がありますが、その件数自体はかなり減っている状況にあります。以上です。

◆**星見健蔵委員長** はい、寺坂委員。

◆**寺坂寛夫委員** 239番ですね、その支援対象児童等の見守り強化事業費ということで、こども家庭相談センター、これちょっとごっついややこしいようでしてね、これ事業費の関係、これは令和3年度の予算で、コロナ関係で出た分ですわね。2,082万、この経過をいつまた変更されて減額されたのか、それで、今回出とるでしょ、繰越しで。繰越しされたこれは3年度の予算、2年度の繰越し、3年度で。この実態分からんですけど、この財源内訳で、結局100%、2,082万だかの国の補助で、コロナ対策で要保護の児童対策のこども食堂とか、食事の提供、あらゆる事業で、新しい事業でやれた事業だけ、この流れが分からなくてね、最終的にはゼロみたいな感じ、あったのか、国に462万6,000円の返還と一般財源が1,464万7,000円の増額と、この内訳はどのように使う、ほとんど100%国だという認識してましたけど、実態はどうなったのか、最終的に、これをお尋ねします。

◆**星見健蔵委員長** 森田所長。

○**森田誠一こども家庭相談センター所長** はい。こども家庭相談センター森田です。この事業は10分の10、100%の事業でございまして、9月の決算のときにもお話をさせていただいて、御指摘をいただいたところなんですけども、受入れが2,082万円を10分の10で受入れをしております。それで、こちらのほうの国庫補助所要額、ですから事業実績が386万円ということで、それを差引きして1,696万円ですね、1,696万円をこのたび補正をさせていただいて返還するという形でございます。事業の内容としましては事業所4か所と契約しまして、家庭訪問とか、配食、それから学習支援、生活指導等を行っております。はい。以上でございます。

◆**星見健蔵委員長** 寺坂委員。

◆**寺坂寛夫委員** ちょっと計算ちょっとあれだけど、2,082万円の全体事業費で386万円使いましたよと、残り1,696万円はもう返しますよと、となるとこの4,626の国庫補助は、このどうですかね。これ補正前は11,908から引いた分ということで、これが決算でやられた数字ということですかね、これは。補正前の全額とこの国が、とにかくほとんど一般財源にいくのかなと

思ったけども、余ったもんは、返さないけんのは、その辺がちょっと何だ国が、ちょっと4,626減ったというのがちょっと何だ、よう分からんですけど。

◆星見健蔵委員長 森田所長。

○森田誠一こども家庭相談センター所長 はい。こども家庭相談センター森田です。こちらの事業ですけども、令和3年度につきましては10分の10だったんですが、令和4年度につきましては3分の2になっております。はい。補助分が。それで、補正全額は令和4年度の予定しておりました当初予算の金額でございまして、そちらから事業実績に伴いまして693万9,000円を、ですから490万、500万弱を実績とさせていただいて減額補正するものです。はい。以上です。

◆星見健蔵委員長 いいかな。はい、そのほか、玉木委員。

◆玉木裕一委員 子育て支援短期利用事業費が結構236万ですね。640万、643万3,000円減額なんですけども、これもかなりこういうショートステイとか、日帰りとか、そういうことですよ、これは大分またこういうのもニーズが減ってきているんでしょうか。ちょっとそこもあと教えてください。

◆星見健蔵委員長 森田所長。

○森田誠一こども家庭相談センター所長 はい。こども家庭相談センター森田です。こちらにつきましては、子育て短期支援事業を行います鳥取こども学園の施設改修に伴う専任人員の配置に係る支援補助金っていうのがございまして、そちらのほうを予定しておったんですけども、そちらが工事に着手することができませんで、それでこのたび繰越しもさせていただくんですけども、その専任人員を配置を行わなかったことによって643万3,000円を減額させていただくものです。それで、専任人員配置に係る財源につきましては、国県市がそれぞれ3分の1でございまして。はい。以上です。

◆星見健蔵委員長 そのほかございまして。西村委員。

◆西村紳一郎委員 はい。所属別事業一覧の224番の小型発信器ですけどね、これは園児に装着するものでいいですか。それとこの発信器をつけるとどっかで受信しなきゃいけませんよね。そういう体系的なことをちょっと教えてほしいんですけど。

◆星見健蔵委員長 山下次長。

○山下宣之次長兼こども家庭課長 はい。こども家庭課の山下です。はい。まだ詳しく国のほうから要綱等は示されていない段階なんですけども、今、示されているのは園児がキーホルダーのような形状のタグを何かカバンとか、服に着けたりだとかってというようなことを多分想定して、それで、導入するGPS機能が着いたタグを持って行って、それで、その確認を園のパソコンやスマートフォンを介して確認をするというようなことで、今、認識をしております。以上です。

◆星見健蔵委員長 そのほか、はい、玉木委員。

◆玉木裕一委員 このバスに関連することですけど、市立も私立もじゃあ、これ全部を網羅するような数になっているんでしょうか。

◆星見健蔵委員長 山下次長。

○山下宣之次長兼こども家庭課長 はい。こども家庭課山下です。すみません。先ほど私、園バスの台数のことで、すくすく保育園1台と申し上げたんですけども、すくすく保育園は2台ありまして計6台でした。訂正させていただきます。保有する公立保育園、私立の保育所等保有する台数は全て義務化されますので、そちらのほうには全てつけていただくというようなことで予算計上させていただいております。以上でございます。

◆星見健蔵委員長 そのほか、よろしいですか、それでは以上で質疑を終了します。討論ございますか。討論なしと認め討論を終結します。これより議案第19号令和4年度鳥取市一般会計補正予算のうち、本委員会の所管に属する部分を採決します。本案に賛成の方は挙手願います。

[賛成者挙手]

◆星見健蔵委員長 はい。挙手全員と認め本案は原案のとおり可決すべきものと決定されました。

議案第31号令和4年度鳥取市母子父子寡婦福祉資金貸付事業費特別会計補正予算（第1号）
（説明・質疑・討論・採決）

◆星見健蔵委員長 次に議案第31号令和4年度鳥取市母子父子寡婦福祉資金貸付事業費特別会計補正予算第1号の説明をお願いいたします。山下次長。

○山下宣之次長兼こども家庭課長 はい。こども家庭課の山下です。それでは議案第31号令和4年度鳥取市母子父子寡婦福祉資金貸付事業費特別会計補正予算の御説明をさせていただきます。資料は所属別事業一覧の104ページを御覧いただけますでしょうか。はい。それでは御説明します。母子父子寡婦福祉資金貸付事業費につきましては中核市への移行に伴いまして、鳥取県から受け継いだ事業でございます。令和3年度の決算の結果としまして、繰越金が3,715万7,430円ありました。それに伴いまして3,715万7,000円の補正予算として計上をさせていただいております。以上でございます。

◆星見健蔵委員長 はい、説明いただきました。本案につきまして委員の皆様から質疑はございませんか。よろしいですか。質疑なしと認め質疑を終了します。討論ございませんか。討論なしと認め討論を終結します。これより議案第31号令和4年度鳥取市母子父子寡婦福祉資金貸付事業費特別会計補正予算（第1号）について採決します。本案に賛成の方は挙手願います。

[賛成者挙手]

◆星見健蔵委員長 はい。挙手全員と認め本案は原案のとおり可決すべきものと決定されました。

議案第37号鳥取市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について（説明）

◆星見健蔵委員長 それでは続きまして先議分以外に入ります。議案第37号鳥取市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正についての説明をお願いいたします。山下次長。

○山下宣之次長兼こども家庭課長 はい。こども家庭課の山下です。よろしくお願いたします。それでは議案第37号鳥取市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について御説明をさせていただきます。お手元に資料2の資料があると

と思いますが、そちらの2ページ～19ページまでを御覧いただけますでしょうか。はい。これは特定教育・保育施設といいまして、いわゆる保育園の運営費に相当します給付費の対象として、市に確認をされた保育所、認定こども園ですね、そちらを特定教育保育施設といいます。それと特定地域型保育事業ということで、いわゆる定員、先ほど説明をしたその3歳未満の定員が19人以下の小規模保育所が該当しますが、この特定地域保育事業並びに特定・ども・子育て支援施設等の運営に関する基準等の一部改正に伴いまして、特定教育・保育事業の運営に関する基準を定める条例を改めるものでございます。このたび、民法や児童福祉法の懲戒権の規定につきまして、児童虐待を正当化する口実に利用されているというような指摘があって、このたび法改正によりまして、民法及び児童福祉法における懲戒権に関する規定が削除されたことに伴いまして、特定教育・保育施設の管理者の懲戒権に係る規程を削除することとします。施行期日は令和5年4月1日としますが、懲戒権に係る規程の改正につきましては交付の日から施行をいたします。以上簡単ですが説明とさせていただきます。

◆**星見健蔵委員長** はい、本日の委員会では説明のみとなっておりますが、委員の皆様で聞き取りにくかった点や字句の確認等ございませんか。よろしいですか。

議案第38号鳥取市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について（説明）

◆**星見健蔵委員長** それでは続きまして議案第38号鳥取市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について説明お願いいたします。山下次長。

○**山下宣之次長兼こども家庭課長** はい。こども家庭課の山下です。それでは説明させていただきます。資料20ページ御覧いただけますでしょうか。議案第38号鳥取市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正についてでございます。はい。こちらは3歳未満を保育します地域型保育事業の設備、運営等を定めた厚生労働省令であります。家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部改正により所要の整備を行うものでございます。

改正の内容は（1）ですが、児童の安全の確保に関する計画の策定等を義務づけることといたします。（2）が児童の施設外での活動、取組等のための移動等のために、自動車を運行するときは点呼等による所在確認を義務づけること、並びにブザーその他の車内の児童の所在の見落しを防止する装置の使用を義務づけることといたします。先ほどの2月補正予算で御説明させていただきました送迎用バスのブザー等の設置に関するものでございます。

それで、3つ目がインクルーシブ保育を可能とするため、児童発達支援事業所など、他の社会福祉施設を併設する際には保育に支障がない限り特有の設備、専従の人員についても共用できることとしますという規定です。インクルーシブ保育とは保育所等における保育と、児童発達支援における支援を一体的に実施することというふうに定義をされております。現在の基準では、例えば保育所に児童発達支援の事業所が併設をされている場合において、保育所の利用児童と児童発達支援の利用児童を当該保育所の保育施設で保育することは、仮に両児童を保育するのに必要な保育士や面積が確保されている場合であっても認められないということになっております。こうした点について必要な保育士や面積を確保することを前提に利用児童の保育

や障がい児の支援に支障がない場合に限り、職員の兼務や設備の共用を可能とするために家庭的保育事業所等が他の社会福祉施設を併設する際に特有の設備、専従の人員について共用することができるというような改正でございます。

なお、ただし、本市の家庭的保育事業等、いわゆる地域型保育事業と申しますけれども、小規模の保育事業所、定員が19人以下が11施設、家庭的保育事業は1施設計12施設ありますが、全て保育園単独の施設でありますので、このたびの改正に伴って該当するようなことは現在のところはございません。それで（4）です。こちら議案第37号でも御説明しました民法及び児童福祉法上の懲戒権の削除に伴いまして、懲戒に係る権限の乱用の禁止について削除することといたします。

続いて（5）です。家庭的事業所等におきまして努力義務として規定をされています感染症及び食中毒の予防及びまん延防止に必要な措置について、研修並びに定期的な訓練に関する規定というものをこのたび整備しまして、これを明確化するというような改正になっております。施行期日は令和5年4月1日です。ただし、懲戒権に係る規定の改正は交付の日から施行をすることといたします。

また、2番の2の園児用送迎バスの安全措置の義務化に関する規定につきましては、設置が困難な事情があるときは、令和6年3月31日までの間、代替措置を講じることとする経過措置を設けることとしております。ここでいう代替措置と申しますのは、バス送迎における安全管理を徹底するとともに、例えば運転席に確認を促すチェックシートを備えつけるとともに、車体の後方に園児の所在確認を行ったことを記録する書面を備えるなど、園児が降車をした際に運転手等が車内の確認を怠ることがないようにするための所要の代替措置というふうに定義づけられております。以上でございます。

◆**星見健蔵委員長** はい、説明いただきました。委員の皆様で聞き取りにくかった点や字句の確認等ございますか。よろしいですか。

議案第40号鳥取市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について（説明）

◆**星見健蔵委員長** それでは続きまして議案第40号鳥取市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について説明をお願いします。山下次長。

○**山下宣之次長兼こども家庭課長** はい。こども家庭課の山下です。では、続きまして議案第40号鳥取市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について御説明をいたします。資料は25ページ以降御覧いただけますでしょうか。はい。こちらも児童福祉施設の設備及び運営に関する基準の一部改正に伴いまして、助産施設、母子生活支援施設、保育所の児童福祉施設の運営に関する基準を改めるものでございます。改正の内容としましては（1）民法及び児童福祉法上の懲戒権の削除に伴い、懲戒に係る権限の乱用の禁止について削除することといたします。（2）として児童の安全の確保に関する計画の策定を義務づけることといたします。（3）として、こちらも児童の施設外での活動、取組等の移動のための自動車の運行、いわゆる園児送迎バスですね、そちらの安全装置の設置義務づけに関する規定でございます。

（4）につきましては業務改善計画の策定等につきまして努力義務化をすることといたします。

次に行って（5）ですが、必要な保育士の数の算定につきまして、看護師等を1人に限って保育士とみなすことができる、いわゆる保育所における看護師等のみなし保育士の配置特例について、乳児4人以上の保育士に適用されていましたが、この在籍要件の人数の要件を撤廃をすることといたします。ただし、乳児が4人未満の施設につきましては、当該看護師等が子育てに関する知識・経験を有することと、保育士による支援を受けられるということが要件となっております。

施行期日は令和5年の4月1日、ただし、懲戒権に係る規定の改正は交付の日から施行します。また（2）の児童の安全確保の規定につきましては、母子生活支援施設については令和6年3月31日までの間は努力規定とする経過措置を設け、2の（3）送迎バスの安全装置の義務化に関する規定につきましては設置困難な事情があるときは6年3月31日までの間、経過措置を設けることといたします。はい。以上簡単ですが説明とさせていただきます。

◆**星見健蔵委員長** はい、説明いただきました。委員の皆様で聞き取りにくかった点、字句の確認等ございませんか。よろしいですか。

議案第41号鳥取市認定こども園に関する条例の一部改正について（説明）

◆**星見健蔵委員長** それでは次に議案第41号鳥取市認定こども園に関する条例の一部改正について説明をお願いします。山下次長。

○**山下宣之次長兼こども家庭課長** はい。こども家庭課の山下です。引き続きまして議案第41号鳥取市認定こども園に関する条例の一部改正について御説明をさせていただきます。資料は33ページを御覧ください。はい。こちらは幼保連携型認定こども園の学級、職員、設備及び運営に関する基準等の一部改正に伴いまして、認定こども園の運営に関する基準を改めるものでございます。（1）必要な保育教諭等の数の算定について、先ほど児童福祉施設のほうの条例改正でもありました看護師等のみなし保育士の配置特例につきましても、乳児4人以上の保育士に提供されていましたが、こちらも在籍人数の要件を撤廃することといたします。（2）子どもの施設外での活動取組等ための移動のための自動車運行、いわゆる園児の送迎バスですね、こちらの安全装置の義務づけをすることといたします。それと（3）ですね、業務継続計画の策定等の努力義務化をすることといたします。私、先ほど議案第40号で業務改善計画と申しましたが、業務継続計画の誤りでございます。訂正をいたします。失礼いたします。それで、その他所要の整備を行うことといたします。

施行期日につきましては、同じく令和5年4月1日、2の（2）送迎バスの安全装置の義務化については、令和6年3月31日までの経過措置を設けることとさせていただきます。以上、簡単ではございますが、説明とさせていただきます。

◆**星見健蔵委員長** はい、説明いただきました。委員の皆様で聞き取りにくかった点や字句の確認等ございませんか。よろしいですか。

令和5年陳情第2号保育士配置の最低基準の引き上げと保育予算の大幅な増額を求める意見

書の提出を求める陳情（質疑・討論・採決）

- ◆星見健蔵委員長 それでは続きまして陳情審査に入ります。令和5年陳情第2号保育士配置の最低基準の引き上げと保育予算の大幅な増額を求める意見書の提出を求める陳情について、委員の皆様から質疑、御意見等はございませんか。
- ◆星見健蔵委員長 はい、岩永委員。
- ◆岩永安子委員 山下次長に質問です。ここの陳情書の中に書かれています4月に発足することも家庭庁の予算に4、5歳児の配置を30対1から25対1にするための補助が盛り込まれました。定員121名以上で勤続年数12年以上が条件で当てはまる施設に対して補助が出るということが書かれています。12月議会のときにも、委員さんの中からも考えられているということが具体的にこういうふうになって出てきたんだというふうに思いますが、まず、定員121人以上というのは、園全体の定員121人ということで、鳥取市には該当する保育所はどれくらいあるのか、あるいは経験年数平均であるんですが、こういうようなことは、例えば鳥取市の場合、平均はどれくらいなのかというのは分かるのでしょうか。
- ◆星見健蔵委員長 山下次長。
- 山下宣之次長兼こども家庭課長 はい。こども家庭課山下です。定員121人以上の園の数につきましてはちょっとこれから確認をさせていただきますが、ちょっと平均の勤務年数というのはそれぞれの園ごとの平均勤務年数になるかと思いますが、現在、そういった数字は持ち合わせておりませんので、ちょっと御回答はできかねる状況でございます。以上です。
- ◆星見健蔵委員長 岩永委員。
- ◆岩永安子委員 はい。併せて国からは、こういう内容で改善が図られるという、何か具体的な指示なんかは来ているのでしょうか。
- ◆星見健蔵委員長 山下次長。
- 山下宣之次長兼こども家庭課長 はい。こども家庭課山下です。はい。お答えをいたします。国のほうからは国の予算の概要資料で1枚ものの資料が、ごくごく簡単なものが送られてきておりますが、詳しい要綱等につきましては、まだ、お示しをされていない状況でございます。以上でございます。
- ◆星見健蔵委員長 岩永委員。
- ◆岩永安子委員 はい。まだ、詳しい情報が分かっていないということは分かりました。大分頭が疲れておまして、12月に意見書上げたものと考え、この保育予算の大幅な増額を求める配置基準の引上げと保育予算の大幅な増額を求めるという中身というのは、12月に意見書上げた配置基準の引上げによる保育士増を図ることと、それから予算つかないと公定価格の引上げや保育士の処遇改善も図れないわけで、同じ中身なのかなと思いますが、先の後半の委員会に回してもいいです。頭が疲れておりますので。
- ◆星見健蔵委員長 坂根委員。
- ◆坂根政代委員 よろしいでしょうか。すみません。先ほど国からは予算の概要資料は届いているけれど、詳しいことは分からないということでしたが、もう一度確認をします。4歳、5歳の配置基準を25対1にするということ自身も届いていないという理解でよろしいでしょうか。

◆星見健蔵委員長 山下次長。

○山下宣之次長兼こども家庭課長 はい。こども家庭課の山下です。国から届いておりますのは、比較的規模の大きな保育所、いわゆる利用定員が121人以上について25対1の配置が実現可能となるよう2人までの加配を可能とする。その条件として保育チームによる保育体制や職員の平均経験年数12年以上一定の要件があるということが現在のところ示されております。以上です。

◆坂根政代委員 はい。ありがとうございました。

◆星見健蔵委員長 そのほか。寺坂委員。

◆寺坂寛夫委員 はい。さっきの12月議会でこれとも同様、さっき話もありましたように岩永委員のほうからも、この件についてやはりもう既に議長名で国のほうに上がるとというのが陳情としてね、実は上がるとるわけですし、この提出者の方がそのまま、また上げるというのではなしに議会として上げるということのようですね、上げんでもいいという話もあるでしょうし、いろいろあるけど、今後の課題、今の現在のニュースで政府の考え、岸田総理も、立憲民主党の西村さんのほうの議員のほうの答弁でも、いろいろこの定数問題の配置の問題、その辺やいろいろちょっと検討されておるようですね、実際にまだまだ予算化や今、通った視点、内容が分かりませんのでね、後半でなくても次回継続でも6月ぐらいでもいいでしょうしね、状況を見ながら、何か慌ててそういう陳情どんどん上げるような感じもないような感じもしますね、状況が今、国で審議されていますのでね、議論されたり、状況を見ながらということがいいかなという、考えます。

◆星見健蔵委員長 はい、谷口委員。

◆谷口明子委員 すみません。谷口です。私も12月で、議長名で上げたところでありますし、また今、国のほうで予算決めの予算委員会も行っている最中でありますので、それがはっきりしてからまた、審議したほうがよいかと思いますので、後半もしくは次の議会にとも思います。以上です。

◆星見健蔵委員長 そのほか。坂根委員。

◆坂根政代委員 私は今回は反対です。それはすごい結論言っていますけど、また後半で意見交換をしてというふうに思いますが、1つは、寺坂委員や谷口委員がおっしゃったように、まず先回上げているという、こういう状況があります。もう1つは、保育士の配置基準の最低基準の引上げということで、25対1ということが示されておりますけれど、地方でいうと25対1もかなり高い基準なんです。もっともつとえば、地方というと本当に配置が25対1でいいのかどうか、こんなことも検討すべき課題ではないかと私は思っておりますので、今回については賛同できかねるところです。以上です。

◆星見健蔵委員長 そのほか。玉木委員。

◆玉木裕一委員 この予算審査委員会の後半に持ち越すというのも手かもしれませんし、6月とかという言葉も今、出たんですけど、実際にそういうことをこの僕らの間で話し合う機会ということがあるんでしょうか、委員会以外で。

◆坂根政代委員 学習なり研究という機会を設けてほしいという意味ですか。すみません。委員

長、勝手に、発言しまして、申し訳ありません。

◆**玉木裕一委員** はい。そうですね、はい。多分時間だけが過ぎたりとかして、また採決で、じゃあ、その場の流れでってなるよりかは、やはり今言われたように地方の実情も踏まえて上で、たしか25人に1人というのも、現実それじゃできてないのもたしかですけども、やっぱりこういう声は届けていくべきだとは、僕は思うんですけど、前回上げてから今回はいいんじゃないかというのがいいものなのか、それとも国に先んじてでも上げ続けることがいいのかもわからないし、そういうところを議論できるような場を持っていただけるということでしょうか。

◆**星見健蔵委員長** はい、岩永委員。

◆**岩永安子委員** 今、玉木委員さん言われたことは、後半の委員会で私たちは調べてきて意見交換する場はありますので、まずはその機会を捉えて自分自身も説明できるように学習してその場でやると。そこで、6月にという結論になればそういうことですし、もう一度議論する場はありますので、その議論する場はたくさんつくるほうがいいと思いますので、後半にお願いしたいと思います。

◆**星見健蔵委員長** はい、玉木委員。

◆**玉木裕一委員** 具体的にいつ議論する場がある、そういうことをしたことはないんですけど。

◆**星見健蔵委員長** 今日はお出された陳情に対しての審議なんですよ、それで、それぞれ委員の皆さんから12月に既に国のほうに提出したと、議会名でね、そういうことがあるじゃないですか。だから、毎回毎回という考え方もあるんだけど、またこれも出せばいいっていう話でもない。既に今年の新年度予算で、連日衆議院で通りましたし、それから、今、参議院でやっとならないですか。その動向も見る必要もあるというんですよ、正式に国も言っとならないですか、こども家庭庁を創設して予算も増額するということまで言っとならないですか。ただ、その中で、どこどこをさらに踏み込んで取り組んでいくかというようなことは、これはこれからの国の方針なんでね、うん。

だから、我々の委員会としては、今、岩永さんも言われたんだけど、取りあえず後半の3月15日の委員会でそれまでに、いろんな情報を収集するなりして、それからもう一度議論して、そこで1つのけじめといいますか、出してこうじゃないかということなんでね。だから、そういう委員会での研修云々というのは視察とかもあるわけだけでも、やっぱりそれはそれでまた、別に考えていくことになると思いますんで、取りあえずこの陳情審査というのはお出された文面に対しての審査なんで、これについての議論でいきたいというふうに思います。それ以外の方。はい、西村委員。

◆**西村紳一郎委員** はい。先ほど寺坂委員からもありましたけど、12月に議長名で配置基準を見直すという意見書提出したわけですし、国のほうもこども家庭庁創設ということでありまして、6月までに骨太方針に盛り込むということを言ってるわけなんで、現時点では国の動向を見ながら、また、審査すべきと考えますので今回の2月定例会では継続審査という扱いにしたいと、私は思います。

◆**星見健蔵委員長** それ以外、よろしいですか。いろいろ意見が出せましたけども、皆さんの意見としては、取りあえず後半の委員会、まずはね。そこでまた次にということに、それは改め

て議論していただくということにしたいというふうに思いますのでよろしく願いいたします。

◆星見健蔵委員長 はい、山下次長。

○山下宣之次長兼こども家庭課長 はい。すみません。こども家庭課の山下です。先ほど岩永議員さんから御質問がございました定員121人以上の園の数でございますが、公立と私立を合わせまして24園でございます。以上でございます。

第2期鳥取市子ども・子育て支援事業計画の改訂について（説明・質疑）

◆星見健蔵委員長 それではその他の報告に入ります。まず第2期鳥取市子ども・子育て支援事業計画の回答について、こども家庭課より説明をお願いいたします。山下次長。

○山下宣之次長兼こども家庭課長 こども家庭課の山下です。それでは資料になりますが、資料3を御覧いただけますでしょうか。はい。2ページ、3ページ御覧いただけますでしょうか。

◆星見健蔵委員長 はい、お願いします。

○山下宣之次長兼こども家庭課長 はい。それでは資料に基づきまして御説明をさせていただきます。今年度は令和2年度～6年度までを計画期間とします第2期子ども・子育て支援事業計画の中間年に当たるということから、子育てに関する量の見込みと提供体制の確保方策等を実績に応じて見直すということをしております。12月議会でも御報告をさせていただきましたとおり、このたび、見直し案につきまして市民政策コメントを実施をしましたので、その結果について御報告をします。はい。資料の1の改定内容と2の改定の考え方、はぐっていただきました3の改定計画とスケジュールにつきましては、前回の委員会で御説明をさせていただきましたので割愛をさせていただきます。

それでは、その次のページのパブリックコメントの資料に基づいて説明をさせていただきます。パブリックコメントは1月6日の金曜日から1月27日の金曜日までの期間させていただきました。御意見はお1人の方から2件いただいております。それで、意見等の概要につきましては、計画案の57ページ、途中入所児童の受入れ体制強化について、体制強化につながる指導、裏付けとなる制度を県に求めるとともに、市独自でも補助制度を作って申請が徹底されるよう望みますという御意見をいただきました。考え方としましては、児童の受入れ効果を期待する事業や制度につきましては、今後も引き続き県に求めてまいります。また、本市においても事業の見直しや拡充等行うとともに、その効果検証を行うことで受入れ体制強化につなげていきたいと考えております。

次に77ページの職員の確保や適正配置による受入れ体制の強化に努めますの、ここに職員の確保に努めますと言い切ったのではないところに意図があるように想像しますと、必要な文言であるのか、職員の確保に努めますと努力をしてほしいという御意見をいただきました。こちらにつきましては途中入所の希望があった際、その児童を受け入れるために国の配置基準を満たす職員を適正に配置する必要がありますということであり、途中入所にも配置基準を満たす職員配置できるよう、職員の確保に努めていきたいという考えの主旨でございますので、そういった御説明とさせていただきます。はい。以上簡単ですが、パブコメの結果報告とさせていただきます。

◆星見健蔵委員長 はい、説明いただきました。委員の皆様からこの件につきまして質疑、御意見等ございませんか。坂根委員。

◆坂根政代委員 坂根です。この考え方ということホームページかなんかで公開はするんですね。それと確認でいうと、考え方をお示しし、理解をしていただく、しかし、計画の改定は今までどおりだという、こういう理解ですか。はい。

◆星見健蔵委員長 山下次長。

○山下宣之次長兼こども家庭課長 はい。こども家庭課の山下です。おっしゃるとおり考え方をホームページに公表させていただいた上で記載の仕方につきましては案どおりということとさせていただきます。以上でございます。

◆星見健蔵委員長 そのほか、よろしいですか。玉木委員。

◆玉木裕一委員 このパブコメのやっぱり1人というのはこれでいいんですかね。何とかもってこう広い意見を集めるためにもどういったやり方を何か工夫されたとか、工夫されようと考えておられるとかありましたら教えてください。

◆星見健蔵委員長 山下次長。

○山下宣之次長兼こども家庭課長 はい。こども家庭課の山下です。パブコメの御意見が少ないということだと思うんですけども、パブコメの広報の仕方ですけども、ホームページ、市報に掲載をさせていただくとともに、ぴよんぴよんネットのほうの文字放送に掲載をさせていただきます。かつ、本庁舎の1階と駅南庁舎、各総合支所に配布をしていますほか、市報につきましては各戸配布されておりますが、そのほかに市の公式ラインの登録者、1万7,000ぐらい登録者があると聞いているんですけども、そちらの方には市報がラインで送られてくるような形で市報を読むことができるというようなことで、こういった媒体を使ってPRをさせていただいております。

確かに意見が少なかったというふうには思いますが、意見が少ない理由として、確かなことは言えないんですけど、このたびは変更点が実績に基づく量の見込みの数値の変更と、それに基づく施策の若干の変更でありますので、中間見直しということですが、変更点自体がそもそも少なかったということと、これは想像ですけども、改定案がそもそも妥当と判断していただいたことで特に意見が少なかったのではないかというふうに担当課としては考えております。以上でございます。

◆星見健蔵委員長 そのほか、よろしいですか。

令和5年度鳥取県東部圏域食品衛生監視指導計画（案）に係るパブリックコメントの実施について（説明・質疑）

◆星見健蔵委員長 それでは続きまして令和5年度鳥取県東部圏域食品衛生監視指導計画（案）に係るパブリックコメントの実施について、生活安全課より説明を求めます。山田課長。

○山田浩昭生活安全課長 はい。生活安全課山田でございます。同じく資料3の4ページでございます。令和5年度鳥取県東部圏域食品衛生監視指導計画（案）に係るパブリックコメントの実施ということで、食品衛生監視指導計画はそちらの資料の囲みの部分に書いておりますけど

も、都道府県でありますとか、保健所を設置する市及び特別区は法令に基づいて毎年度この計画を定めないといけないということになっております。それで、この計画に従って食品衛生に関する業務を実施すると、それで食の安全確保を図ると、住民の健康を保護すると、これが目的ということになります。鳥取県の場合は鳥取市が保健所設置しておりますので、中核市になった平成30年以降は東部圏域のこの計画については鳥取市が毎年策定しているということになります。

5年度の分は前年度、4年度中に作らないといけないので、現在2月9日～3月3日までの間パブリックコメントを実施中でございます。当然、市のホームページとか、本庁舎、総合支所、あるいは4町の役場の窓口等に備え付けて閲覧していただいております。実はこの食品衛生法で策定しないといけない、プラス同じく食品衛生法で住民の意見を広く聞けという規定もございまして、策定のときと変更のとき聞けということがございまして、パブリックコメントという形で今回実施させていただいております。

内容的には、要は保健所がどういうふうな検査なり、監視指導なりをやるのか、どういうことに重点的に取り組むのかというのがメインです。プラスアルファとして事業者への支援であるとか、消費者への普及啓発であるとか、そういったことも盛り込んでおります。特に今、新型コロナウイルスが蔓延して終息には向かっていると思うんですけども、感染予防対策の周知・啓発も5年度の計画には追記しております。それから多分皆様御記憶にあると思いますが、抗病原性の鳥インフルエンザで事件が発生しました。それに対する対応についても、5年度の計画については追記するような形にしております。要は状況に応じて地域の実情を勘案して定めなさいよというふうになっておりますので、基本は変わらないんですけども、細部でバージョンアップしていったらという感じでございます。年度末には策定して公表という予定にしております。以上でございます。

◆**星見健蔵委員長** はい、説明いただきました。本件につきまして委員の皆様から質疑、御意見等ございませんか。はい、西村委員。

◆**西村紳一郎委員** 先ほどの鳥インフルエンザのことを言われましたけど、国のほうから何か通知が入っているんですか。

◆**星見健蔵委員長** 山田課長。

○**山田浩昭生活安全課長** はい。生活安全課山田でございます。先般、鳥取市内で発生しましたけども、そうなりますと肉であるとか、玉子であるとか、流通が制限されますので、そういったものが国から来ると、それを事業者さんにお知らせするというのは保健所の役目としてありますので、そういったところは従来やっていたんですけども、きちんと計画の中に明記したということでございます。以上です。

◆**星見健蔵委員長** 西村委員。

◆**西村紳一郎委員** その中に人への感染のことは書いてあるんですか。

◆**星見健蔵委員長** 山田課長。

○**山田浩昭生活安全課長** はい。生活安全課山田でございます。特に書いてはないんですけども、結局、濃厚に接触しない限りは大丈夫なんですけども、当然、先般発生したときに皆さん完全

防護で処理されていまして、だから、きちんと措置を取れば大丈夫なんですけども、要は何も防護措置なしでいろいろなウイルス吸い込んでしまうような状況だとうつる恐れはあるんじゃないか、先般インドネシアでしたかね、実際発生してますので、大丈夫とは言い切れない。だから、きちんと対策を取れば大丈夫。だから、作業を実施された方にうつったかといううつつはおりませんので、やっぱり対策をきちんと取ることが重要なのかなと思います。

◆星見健蔵委員長 そのほか、よろしいですか。

◆星見健蔵委員長 はい、それでは福祉保健委員会を一旦終了し、予算審査特別委員会福祉保健分科会を開催いたします。

予算審査特別委員会福祉保健分科会に切替え 午後5時5分 休憩

福祉保健委員会に切替え 午後5時33分 再開

【その他】

令和5年度福祉保健委員会視察について

◆星見健蔵委員長 それでは福祉保健委員会を再開いたします。令和5年度福祉保健委員会視察についての協議に入りたいと思います。先日の会派代表者会におきまして協議が行われ、来年度から視察が再開されることとなりました。つきましては福祉保健委員会の管外視察の日程調整と視察先、視察項目について御協議いただきたいと思います。それでは初めに事務局のほうから説明をお願いします。

○萩原真智子議事係主任 はい。それでは事務局から御説明させていただきます。協議用資料としてA4の1枚物を本日机のほうにお配りさせていただいているかと思っておりますので御覧ください。まず、①の日程の調整についてですが、案としまして記載のとおり5月22日月曜日～26日までのうちの基本的に2泊3日の予定で調整をお願いしたいと思っております。この日程については本日の委員会の中でできれば決めていただけたらと思っております。次に、②の視察先と視察項目についてですが、参考までに過去の例を記載しております。それで、令和5年度も同様に2泊3日の行程で3か所程度と想定しておりますので、委員の皆様で御希望の視察先や内容があれば、今、御提案いただいてもよろしいですし、また、後半15日の委員会で御協議いただけますので、御希望があれば来週中ぐらいいまでに事務局のほうへお声かけいただけたらと思っております。以上です。

◆星見健蔵委員長 はい、事務局のほうから、ただいま御説明をいただきました。視察項目、その内容等については、また追って皆さんのほうからどこかいいところがあればというふうに申し出ていただければというふうに思いますが、取りあえず今日の段階では日程だけを決めていきたいというふうに思います。特に、この5月に東部広域の議会も入っておりまして、どうしてもある程度のところで縛られてしまうということがあるんです。それで、委員の皆様で既にこの日程等について、この頃はもう既に何かどうしてもそっちのほうに参加しないといけんというようなことがあれば言ういただければというふうに思いますが、できれば、今の段階で何も入ってなければここに大体照準を絞って、これからいろいろと色々な役とか持って

おられると思うんですけども、そういう日程を今それに向かって後はもう外していくということにさせていただければというふうに思います。どんなでしょうか。

- ◆寺坂寛夫委員 大体4 常任委員会がどう視察に行くのか、ばらばらしてるわけですね。
- 萩原真智子議事係主任 そうですね、令和元年以前は同一週で4 常任委員会が、日付のずれはございますけども。
- ◆星見健蔵委員長 あった、あった。ずれはね。
- 萩原真智子議事係主任 はい。行っております。
- ◆星見健蔵委員長 同じところに行くわけじゃない、駅や空港で一緒に会うぐらいな程度だけど、行動は別なんであくまでも。だから、皆さんのほうでこの週はどうしても駄目だということがなければその週に決めさせていただきたいというふうに思います。
- ◆寺坂寛夫委員 それと範囲というのがあったじゃないですか、北海道へって、北海道に決まってから金がないのになってこれ。
- ◆星見健蔵委員長 どっちになっても2泊3日ということなんで、1 週間もかかるようなところでいけんわけなんでね。じゃあ、片道2 週間もかかるようなにはいけりゃあせんで。
- ◆玉木裕一委員 一応その中でも東部広域とか考えたら22 の週がいいということですね。
- ◆星見健蔵委員長 です。どんなでしょうか、玉木委員は。
- ◆玉木裕一委員 ちょうど2つ入っていますね。鳥銀の社長職というやつ前から入っておりますけどね、そこはずっと休んでおるんですけど、その懇親とゴルフが26 日入っている。
- ◆星見健蔵委員長 ゴルフはちょっと辛抱してもらって、これはいつでも。
- ◆玉木裕一委員 そうだ、ロータリーの会議が23 になるんだ、僕らと同様の。
- ◆星見健蔵委員長 23 に。
- ◆玉木裕一委員 だけどいいですよ。どっちも別に。優先します。
- ◆星見健蔵委員長 どうしてもということであれば。うん。いいですか。
- ◆坂根政代委員 公務ですよ。
- ◆星見健蔵委員長 ゴルフは公務じゃないと思いますから、スポーツで。
- ◆玉木裕一委員 お任せします。
- ◆坂根政代委員 私も委員長、副委員長の日程でしていただければいいです。はい。
- ◆星見健蔵委員長 じゃあ、そういうことで22 の週に2泊3日ということで私と副委員長と事務局のほうでちょっと相談させていただいて、また後日、次の委員会のほうで報告させていただくということにしたいというふうに思います。それで、先ほど事務局のほうからあったんですけども、どこに、こういう視察がしたいというようなことがあればそれも事務局のほうに直接申し出ていただければというふうに思いますので、それから日程を調整。
- ◆玉木裕一委員 予算の上限があるんでしたっけ。
- ◆星見健蔵委員長 予算は決まっております。
- ◆寺坂寛夫委員 9 万円ぐらい。
- ◆玉木裕一委員 9 万円、1 人が。
- ◆星見健蔵委員長 だけ、宿泊費も、もう最高幾らというのがあるんですが。そうそう1食が1,000

円までとか。

◆**玉木裕一委員** それ以外は自腹で払うと。

◆**星見健蔵委員長** です、です。何ぼ飲んでもらってもいいですけど、自腹でお願いします。じゃあ、以上でよろしいでしょうかね、視察については。

◆**寺坂寛夫委員** 今回の中で懇親会とか、そんなのは。

◆**星見健蔵委員長** そうだ、忘れとった。まんだあったかいな。ほんとほんと。

○**萩原真智子議事係主任** 委員長、そうしましたらそれにつきましては一度終了していただいてよろしいでしょうか。

◆**星見健蔵委員長** はい、分かりました。それでは以上で福祉保健委員会を終了させていただきます。

午後5時40分 閉会

令和5年2月定例会

福祉保健委員会・予算審査特別委員会福祉保健分科会

日時：令和5年3月1日（水）

10:00～

場所：本庁舎7階第1委員会室

市立病院

-----《福祉保健委員会》-----

1 議案（先議分）【説明・質疑・討論・採決】

- ・議案第34号 令和4年度鳥取市病院事業会計補正予算（第3号）

-----《予算審査特別委員会福祉保健分科会》-----

【予算審査分：説明】

- ・議案第18号 令和5年度鳥取市病院事業会計予算

《福祉保健委員会》

1 議案（先議分）【説明・質疑・討論・採決】

- ・ 議案第 19 号 令和 4 年度鳥取市一般会計補正予算（第 10 号）【所管に属する部分】
- ・ 議案第 22 号 令和 4 年度鳥取市国民健康保険費特別会計補正予算（第 3 号）
- ・ 議案第 23 号 令和 4 年度鳥取市高齢者・障害者住宅整備資金貸付事業費特別会計補正予算（第 1 号）
- ・ 議案第 25 号 令和 4 年度鳥取市介護保険費特別会計補正予算（第 4 号）
- ・ 議案第 29 号 令和 4 年度鳥取市後期高齢者医療費特別会計補正予算（第 2 号）

2 議案（先議分以外）【説明】

- ・ 議案第 42 号 鳥取市指定障害児通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部改正について
- ・ 議案第 43 号 鳥取市国民健康保険条例の一部改正について

3 請願・陳情【質疑・討論・採決】

＜陳情（新規）＞

- ・ 令和 5 年陳情第 4 号 「物価高騰に見合う年金額引き上げの意見書提出」についての陳情

【予算審査分：説明】

- ・ 議案第 1 号 令和 5 年度鳥取市一般会計予算【所管に属する部分】

- ・ 議案第 4 号 令和 5 年度鳥取市国民健康保険費特別会計予算

- ・ 議案第 5 号 令和 5 年度鳥取市高齢者・障害者住宅整備資金貸付事業費特別会計予算

- ・ 議案第 8 号 令和 5 年度鳥取市介護保険費特別会計予算

- ・ 議案第 12 号 令和 5 年度鳥取市後期高齢者医療費特別会計予算

《福祉保健委員会》

1 議案（先議分）【説明・質疑・討論・採決】

- ・ 議案第 19 号 令和 4 年度鳥取市一般会計補正予算（第 10 号）【所管に属する部分】

- ・ 議案第 31 号 令和 4 年度鳥取市母子父子寡婦福祉資金貸付事業費特別会計補正予算（第 1 号）

2 議案（先議分以外）【説明】

- ・ 議案第 37 号 鳥取市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について

- ・ 議案第 38 号 鳥取市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について

- ・ 議案第 40 号 鳥取市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について

- ・ 議案第 41 号 鳥取市認定こども園に関する条例の一部改正について

3 請願・陳情【質疑・討論・採決】

＜陳情（新規）＞

- ・ 令和 5 年陳情第 2 号 保育士配置の最低基準の引き上げと保育予算の大幅な増額を求める意見書の提出を求める陳情

4 その他の報告

- ・第2期鳥取市子ども・子育て支援事業計画の改訂について（こども家庭課）
- ・「令和5年度鳥取県東部圏域食品衛生監視指導計画（案）」に係るパブリックコメントの実施について（生活安全課）

《予算審査特別委員会福祉保健分科会》

【予算審査分：説明】

- ・議案第 1号 令和5年度鳥取市一般会計予算【所管に属する部分】
- ・議案第 14号 令和5年度鳥取市母子父子寡婦福祉資金貸付事業費特別会計予算

《福祉保健委員会》

その他 健康こども部終了後～

- ・令和5年度福祉保健委員会視察について